
【目標 5】

特に支援を必要とする子供や 家庭への支援の充実

- 1 ヤングケアラーへの支援
- 2 児童虐待の未然防止と対応力の強化
- 3 社会的養護体制の充実
- 4 ひとり親家庭の自立支援の推進
- 5 障害児施策の充実
- 6 慢性的な疾病を抱える児童等の自立支援
- 7 外国につながる子供等への支援

子供が、あらゆる場面において権利の主体として尊重されるとともに、生まれ育った環境に左右されず、健やかに成長できる社会を実現していく必要があります。

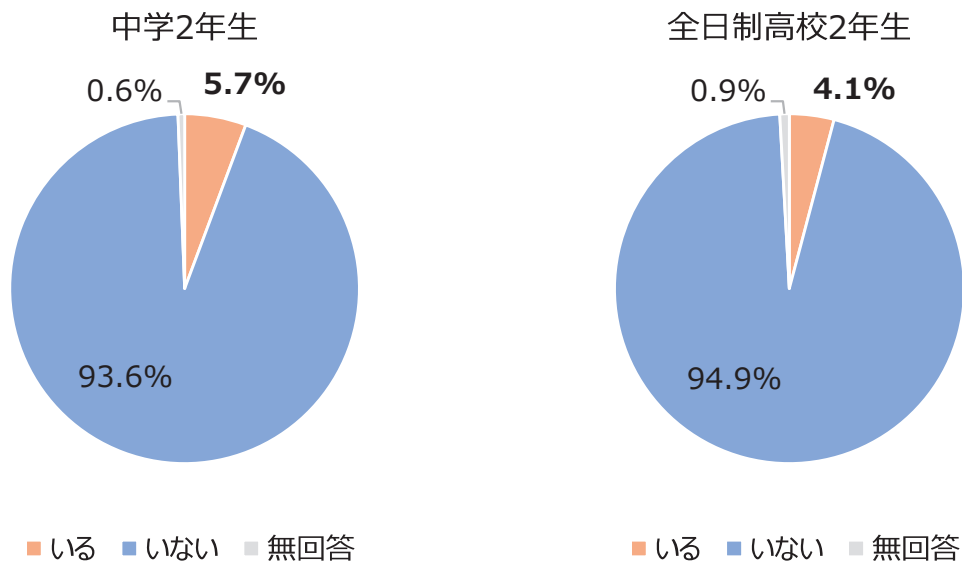
全ての子供が健やかに育つためには、地域社会が一体となって、虐待の未然防止・早期発見や自立支援など、子供と家庭の状況に応じた切れ目ない総合的な取組を進める必要があります。

【1 ヤングケアラーへの支援】

<ヤングケアラーを取り巻く状況>

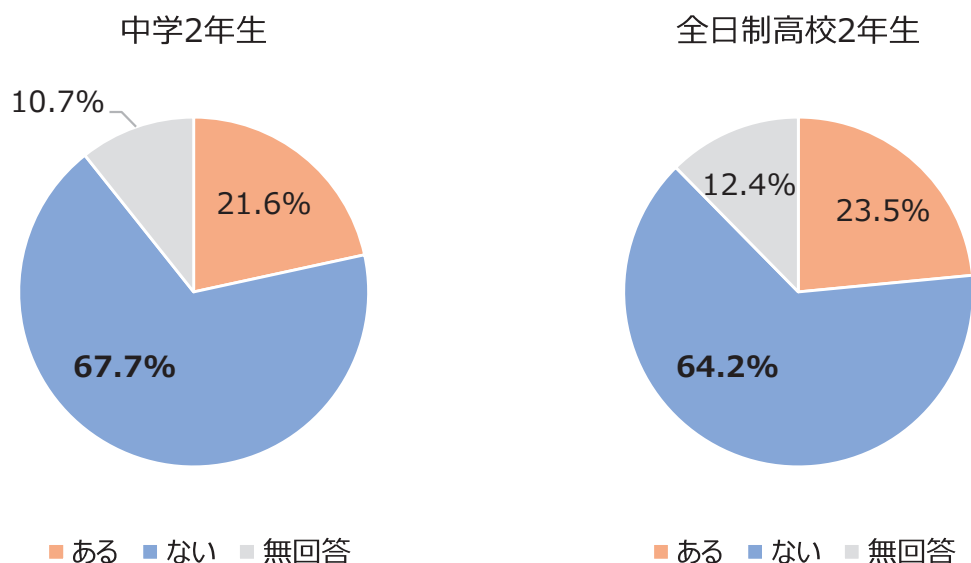
- 厚生労働省の調査では、家族の中に世話をしている人がいる子供の割合は、中学2年生で5.7%、高校2年生で4.1%となっています。また、家族の中に世話をしている人がいる子供のうち、相談したことがない割合は、中学2年生で67.7%、高校2年生で64.2%となっています。

図表 74 家族の中に世話をしている人がいる子供の割合（全国）



資料：厚生労働省 ヤングケアラーの実態に関する調査研究（令和2年度）

図表 75 家族の中に世話をしている人がいる子供のうち、相談したことがない割合（全国）



資料：厚生労働省 ヤングケアラーの実態に関する調査研究（令和2年度）

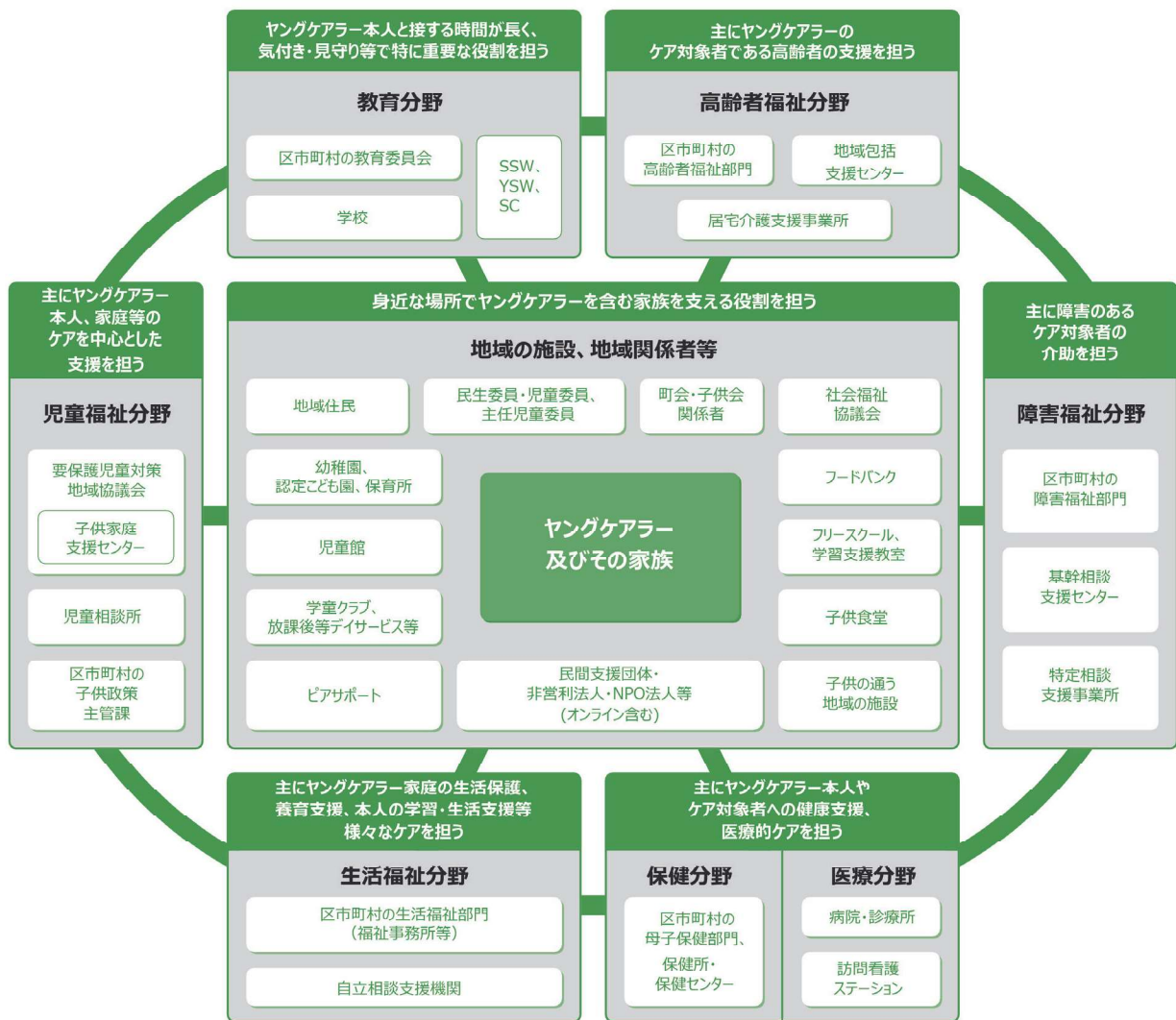
< 現状と課題 >

- 令和6年6月に子ども・若者育成支援推進法等が改正され、ヤングケアラーについて「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義が初めて示されるとともに、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象として明記されました。
- ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であり表面化しにくいこと、また、周囲の大人からも「介護力」と見なされ、相談支援の対象として十分に認識されないことなどから、必要な支援につながりにくいという課題があります。
- 子供自身も、ヤングケアラーである自覚がなく、子供家庭支援センターなどの公的機関に相談することが少ないという課題があります。
- ヤングケアラーが悩みなどを相談しやすい環境の整備などが必要です。

< 取組の方向性 >

- ヤングケアラーへの支援については、子供政策総合推進本部の下に設置されている、関係局で構成する「子供政策連携推進チーム」において、組織横断的に取り組んでいきます。
- ヤングケアラーについて認知し理解を深めてもらうため、制作した専用ホームページ「ヤングケアラーのひろば」を戦略的に広報するなど、普及啓発を実施します。
- 福祉・教育などの関係機関が、ヤングケアラーを早期に把握し支援につなげられるよう、ヤングケアラー支援マニュアルの活用を促進します。
- ヤングケアラーの児童・生徒に気付いたら支援につなげるために、学校の役割や具体的な取組を分かりやすく記載したリーフレットや教職員に助言を行う相談窓口の活用を促進します。
- ヤングケアラー支援推進協議会を設置・運営し、児童・介護・医療・障害・教育分野等の多機関連携の体制を強化します。
- 関係機関との調整等を行うヤングケアラー・コーディネーターの研修を実施するとともに、区市町村におけるコーディネーターの配置促進を支援していきます。
- 悩みなどを共有できるオンラインサロンやピアサポート、家事支援ヘルパー派遣等の支援を民間団体と連携して推進していきます。当事者である子供の権利擁護を推進するため、子供の権利擁護専門相談事業のさらなる周知を図ります。
- 様々な困難を抱える児童・生徒一人ひとりにきめ細かく対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門人材を活用した相談体制の機能強化を図り、関係機関と連携した支援を促進します。

■ ヤングケアラー及びその家族を支える関係機関



資料：東京都ヤングケアラー支援マニュアル

< 計画事業 >

◆：第3期において追加した事業

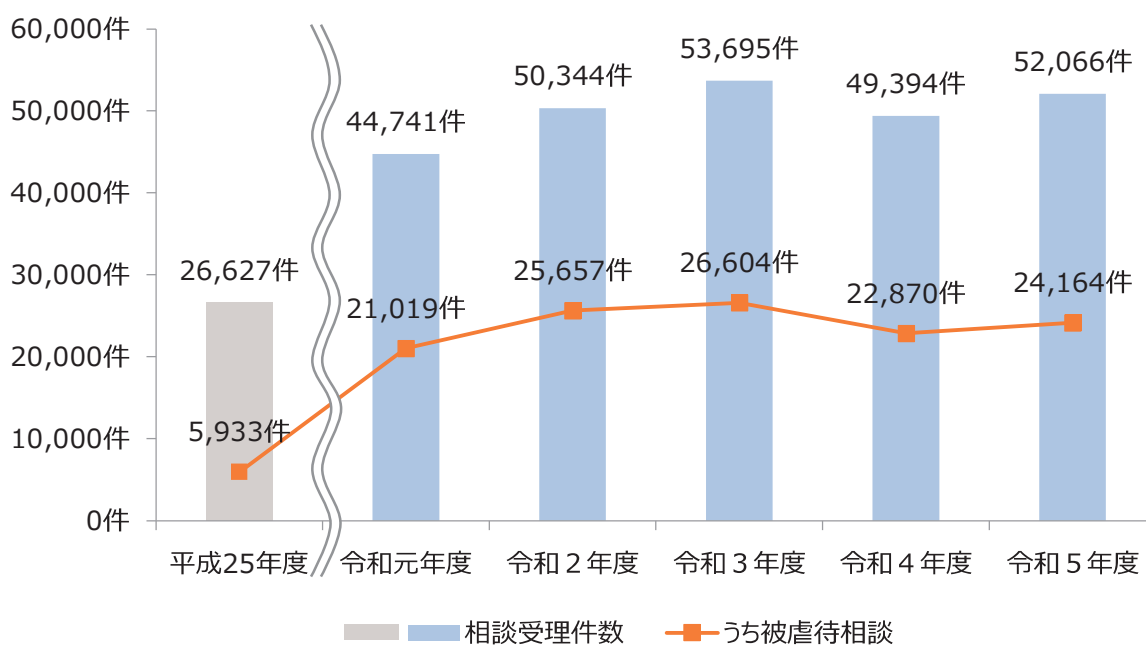
| 番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 |
|-----|--------------------|------------|--|
| 271 | ヤングケアラー普及啓発事業 | 子供政策連携室 | ヤングケアラーについて認知し理解を深めてもらうため、制作した専用ホームページ「ヤングケアラーのひろば」を戦略的に広報するなど、普及啓発を実施する。 |
| 272 | ヤングケアラー支援事業 | 福祉局 | <p>ヤングケアラーを早期に見つけて適切な支援につなげられるよう、ヤングケアラーの状況や、把握・支援のポイントを記載した支援マニュアルを活用し、関係機関の連携強化をより一層促進するとともに、ヤングケアラーが抱える悩みを相談・共有するための相談支援体制を整備する。</p> <p>○ヤングケアラー支援推進協議会の設置・運営</p> <p>○ヤングケアラー・コーディネーターの配置促進支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラー・コーディネーター研修 ・ヤングケアラー・コーディネーター配置支援 <p>○ヤングケアラー相談支援等補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ピアサポート等相談支援を行う団体への支援 ・オンラインサロンを行う団体への支援 |
| 273 | ◆ ヤングケアラー相談支援等補助事業 | 都民安全総合対策本部 | ヤングケアラー相談支援等補助事業において、18歳以上のヤングケアラーを支援するための人員増配置分に対する上乗せ補助を実施する。 |
| 再掲 | スクールソーシャルワーカー活用事業 | 教育庁 | Nº173 参照 |
| 再掲 | スクールカウンセラー活用事業 | 教育庁 | Nº175 参照 |
| 再掲 | 子供の居場所創設事業 | 福祉局 | Nº242 参照 |

【2 児童虐待の未然防止と対応力の強化】

< 児童虐待を取り巻く状況 >

- 児童相談所が受理した相談件数は、増加傾向にあります。特に、被虐待相談は急増しており、10年前と比較し、4倍以上となっています。

図表 76 児童相談所の相談受理件数

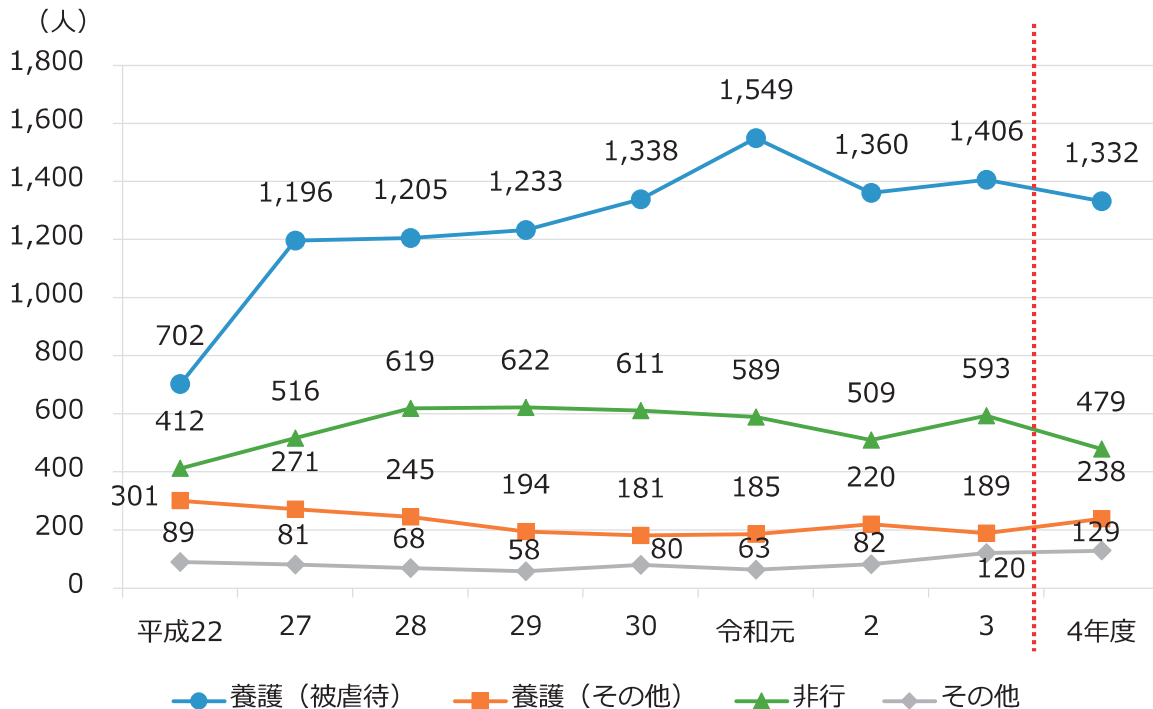


資料：東京都福祉局

(注) 区児童相談所分も含む。

- 児童虐待相談件数の増加に伴い、一時的な保護が必要な児童の数も増加しています。このため、一時保護所の定員数を拡充するとともに一時保護委託を積極的に活用します。

図表 77 一時保護所 新規入所状況



資料：東京都福祉局

（注）特別区児童相談所を除く。令和4年度から、保護所間移送によるものを含まない。

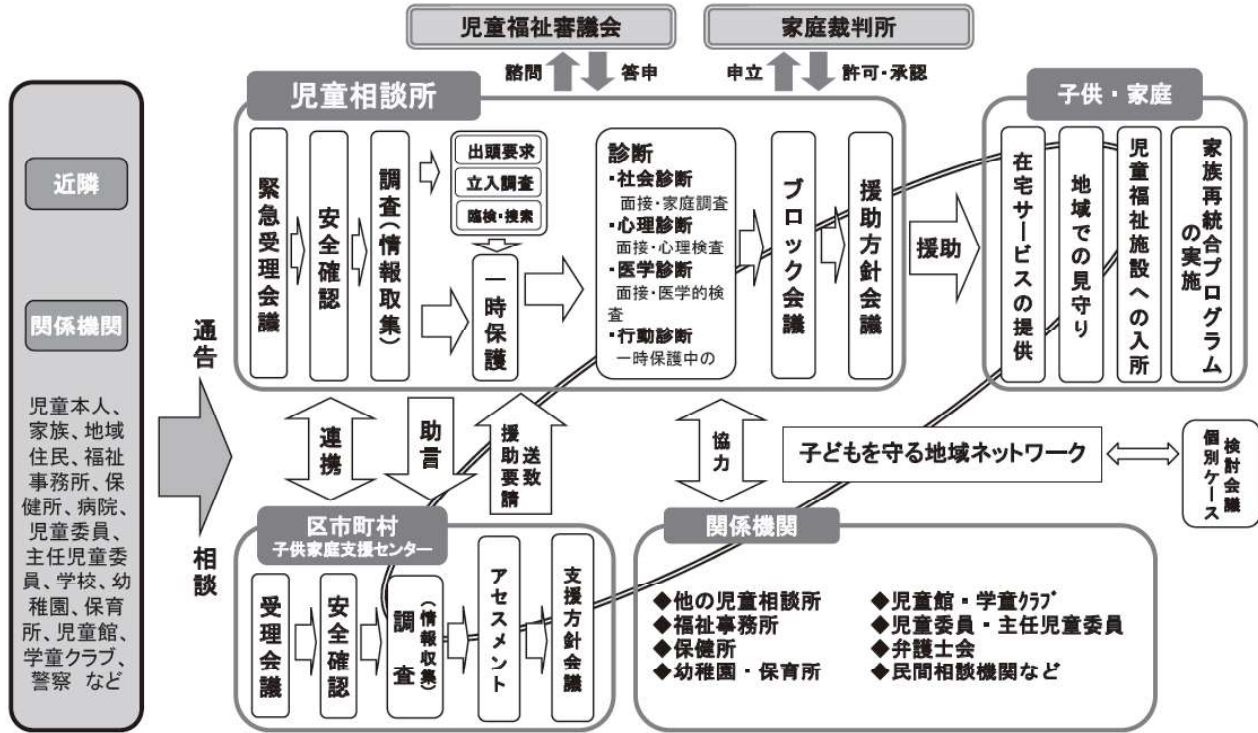
< 現状と課題 >

- 年々深刻化する児童虐待に迅速かつ的確に対応するためには、都と区市町村が連携し、児童相談体制を一層強化することが重要です。
- また、区立児童相談所の設置が進められる中、区立児童相談所も含めた東京全体での児童相談体制の強化が求められています。
- 体制の強化や人材育成など児童虐待への対応力向上とともに、未然防止と早期発見の取組が求められています。
- 保護者対応や子供の安全確保など、様々な場面で、子供家庭支援センター、保健所・保健センター、学校、幼稚園、保育所、医療機関、警察、児童相談所等の地域の関係機関が連携し、要保護児童対策地域協議会の機能を活用するなどして、一貫して取り組むことが重要です。
- 一時保護所に入所する児童の権利が尊重され安心して生活ができるよう、児童の年齢に応じた個別対応環境の整備を進めることも必要です。また、一時保護や施設入所等により家族分離した児童が、家庭復帰をする際には、虐待の再発を防止し、親子で安定的な生活を継続させるための支援も必要です。

<取組の方向性>

- 区市町村の子育て支援機関、児童相談所等地域の関係機関の連携を強化し、虐待の未然防止から早期発見・対応、子供の保護・ケア、保護者支援、家族の再統合、アフターケアまでの切れ目のない支援が行われる体制を整備します。
- 都児童相談所においては、人員増をはじめ体制強化を図るとともに、児童相談所の新設等により、よりきめ細かな相談体制の整備を推進します。
- 都児童相談センターの体制を強化し、相談援助業務の標準化、個別ケースに係る専門的支援、人材育成の共同推進に向けた取組を進め、区立児童相談所や子供家庭支援センターを含めた東京全体の児童相談業務の総合調整機能を担います。
- また、サテライトオフィスの設置や都児童相談所への子供家庭支援センターの分室設置などもあわせ、区市町村との連携により相談体制を強化します。
- 子供家庭支援センターと児童相談所の児童虐待対応の連携について定めた「東京ルール」に基づく対応を徹底し、支援の隙間が生じないように、より一層の連携強化を図ります。また、東京ルールの運用状況を検証し、必要な見直しを実施します。
- 一時的な保護が必要な児童が増えていることから、引き続き、区市町村と十分な連携を図りつつ、一時保護需要を踏まえ、一時保護委託の活用も含めた必要な体制を整えます。また、一時保護された子供の権利擁護や安定した生活のため、アセスメントの強化、職員研修の充実、意見を受け止める取組を推進します。
- 区市町村の児童福祉部門と母子保健部門が連携して、妊娠期から児童虐待の未然防止に取り組むための体制を強化します。
- 児童虐待防止への理解促進に向けた普及啓発を展開し、子育てをしている親とその子供を地域全体で温かく見守り、必要な時に手を差しのべるという機運を醸成するとともに、児童虐待を発見した際に関係機関に連絡する意識の啓発を行います。

■ 児童虐待相談に対する児童相談所の対応



資料：東京都児童相談所 事業概要 2023年（令和5年）版

< 計画事業 >

◆：第3期において追加した事業

| 番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 |
|-----|---------------------------------|-----|---|
| 274 | 児童虐待防止の普及啓発 | 福祉局 | 児童虐待防止への理解促進に向けた普及啓発を展開し、地域全体で子育て家庭を見守るという機運を醸成するとともに、児童虐待を発見した際に関係機関に連絡する意識の啓発を行う。 |
| 275 | 未就園児等全戸訪問事業 | 福祉局 | 未就園児等のいる家庭への訪問による安全確認を行う区市町村を支援することで、児童虐待の早期発見・早期対応の取組を強化する。 |
| 276 | サポートコンシェルジュ事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業> | 福祉局 | 乳幼児健診未受診者や未就園児等への訪問や子供食堂の実施等により把握した、継続的な見守りが必要な児童のいる家庭について、関係機関等との連携により虐待リスクが表面化する前に適切に支援する。 |
| 277 | 児童相談所の体制と取組の強化 | 福祉局 | 児童虐待をはじめ困難な問題を抱える家庭をより効果的に支援するため、子供の保護・ケア、保護者の支援、家族再統合、アフターケア等の取組や、サテライトの設置など区市町村や保健所等関係機関との連携を強化していくとともに、トレーニングセンターでの研修など研修プログラムの充実や児童福祉司などの人材の確保、練馬児童相談所の新設や多摩地域の児童相談所管轄区域の見直し等により、一層の体制強化を図る。また、AIを活用した音声マイニングシステムを導入し、電話対応の効率化・職員育成を図る。 |
| 278 | 医療機関における虐待対応力の強化 | 福祉局 | 児童虐待の早期発見・予防のため、虐待や要支援家庭の発見の機会を有する医療機関等に対し、判断力・対応力の強化に向けた支援を行う。 |
| 279 | 医療機関の病床確保による一時保護機能強化事業 | 福祉局 | 児童を一時保護する際、事前に医療等の情報がない児童のアセスメントや、病状が不安定な児童の服薬管理等を医療機関で実施できるよう、一時保護委託できる病床を確保します。 |
| 280 | 児童相談所における外部評価 | 福祉局 | 一時保護中の児童の権利擁護と一時保護所の施設運営の質の向上を図るため、外部機関からの定期的な評価を受審する。また、児童相談所の相談部門における業務について、より適正な運営の実現を図るため、外部評価機関による評価を実施する。 |
| 281 | 一時保護所における第三者委員の活動 | 福祉局 | 一時保護所入所児童からの相談に対して適切な対応を図り、児童の権利擁護と福祉サービスの質の向上を図るため、第三者委員の活動を実施します。 |
| 282 | 児童相談所業務における民間事業者の活用 | 福祉局 | 深刻化する児童虐待に対応するため、民間事業者を活用して児童相談所の体制強化を図る。 |

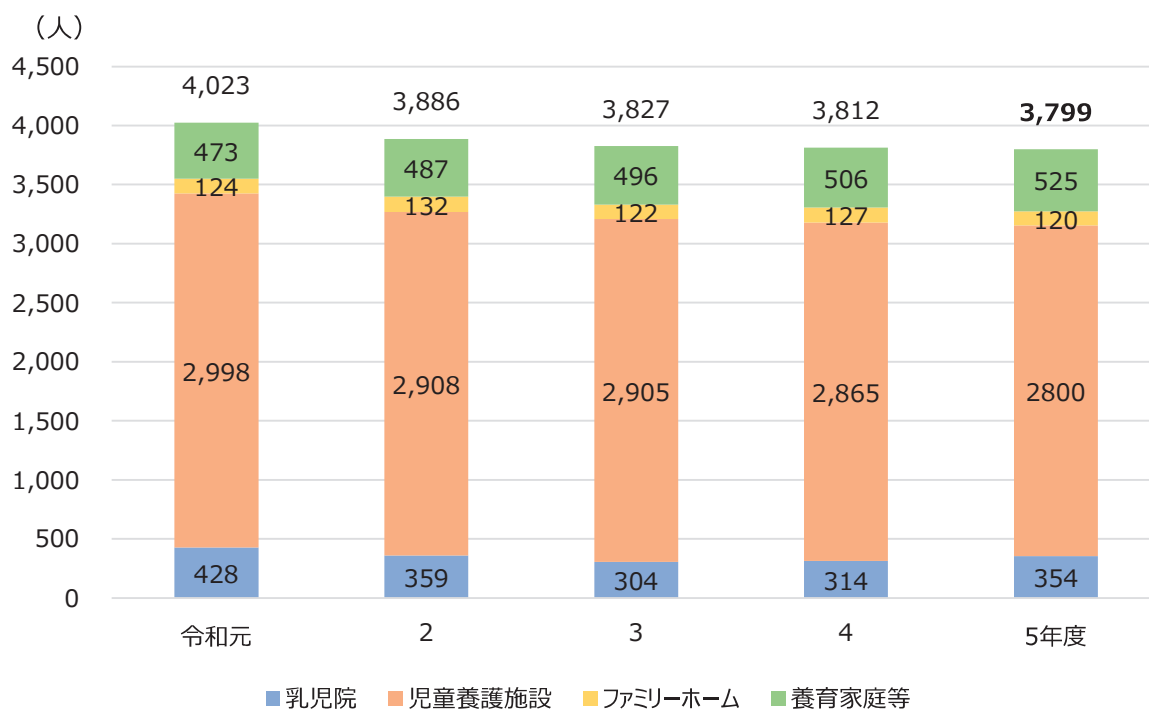
| 番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 |
|-----|---------------------------------------|-----|---|
| 283 | ◆ 児童相談体制強化に係る総合連携事業 | 福祉局 | 東京全体の児童相談体制の充実・強化を図るため、都児童相談所及び特別区児童相談所並びに子供家庭支援センターを対象とした合同研修や相談事例等を共有するシステム構築を行う。 |
| 284 | ◆ 一時保護体制強化事業 | 福祉局 | 一時保護条例も踏まえ、各施策を実現するための具体的な取組を実施する。 |
| 285 | ◆ 警察との情報共有システム | 福祉局 | 児童虐待事案へ迅速、的確に対応するため、児童虐待に関する情報を警察とリアルタイムに共有する。 |
| 再掲 | 要支援家庭の早期発見に向けた取組 | 福祉局 | Nº54 参照 |
| 再掲 | こども家庭センター体制強化事業 | 福祉局 | Nº56 参照 |
| 再掲 | 子供家庭支援センター事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業> | 福祉局 | Nº58 参照 |
| 再掲 | 子供家庭支援センター地域支援力強化事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業> | 福祉局 | Nº59 参照 |
| 再掲 | 虐待対策コーディネーター事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業> | 福祉局 | Nº60 参照 |
| 再掲 | 虐待対策ワーカー業務の委託支援事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業> | 福祉局 | Nº61 参照 |
| 再掲 | 要支援家庭を対象としたショートステイ事業 | 福祉局 | Nº70 参照 |
| 再掲 | 子供を守る地域ネットワーク機能強化事業 | 福祉局 | Nº76 参照 |
| 再掲 | 子供を守る地域ネットワーク巡回支援事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業> | 福祉局 | Nº77 参照 |
| 再掲 | 子供の権利擁護専門相談事業 | 福祉局 | Nº142 参照 |
| 再掲 | 児童虐待を防止するためのSNSを活用した相談事業 | 福祉局 | Nº143 参照 |

【3 社会的養護体制の充実】

< 社会的養護を取り巻く状況 >

- 東京都における社会的養護を必要とする子供は、令和5年度には3,799人おり、その子供たちの多くは、児童養護施設、乳児院、養育家庭などで暮らしています。
- 児童養護施設の入所率は、非常に高い割合で推移しています。一方、乳児院は、近年、割合が低下しています。

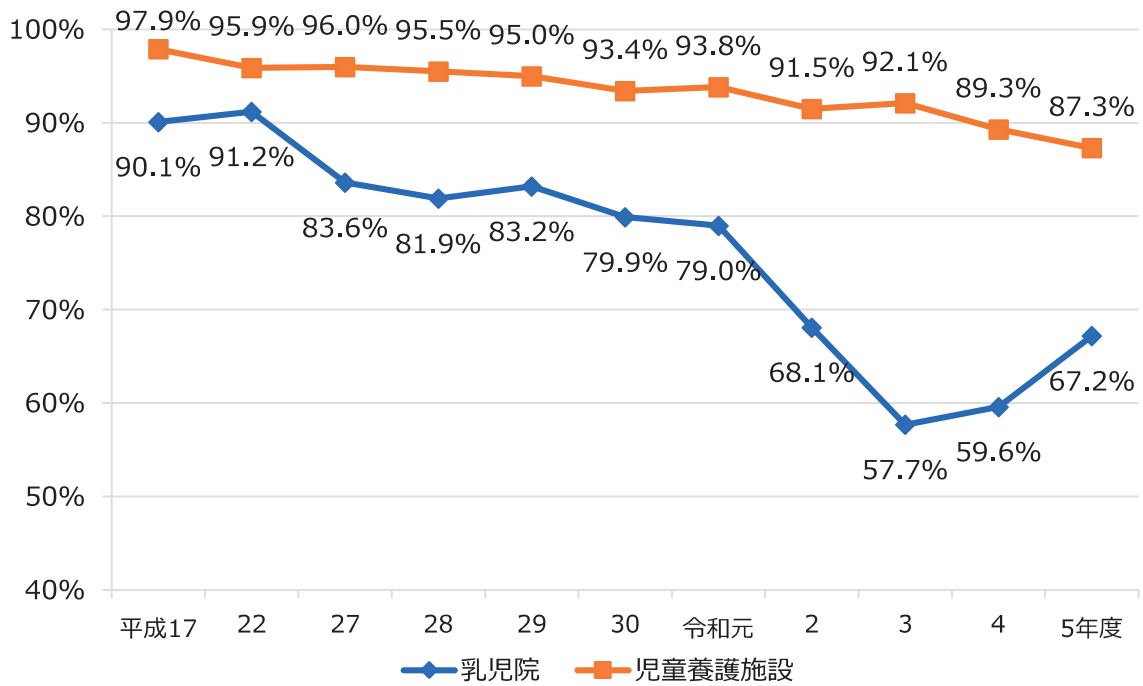
図表 78 社会的養護のもとで育つ児童数の推移（各年度3月1日現在）（東京都）



資料：東京都福祉局

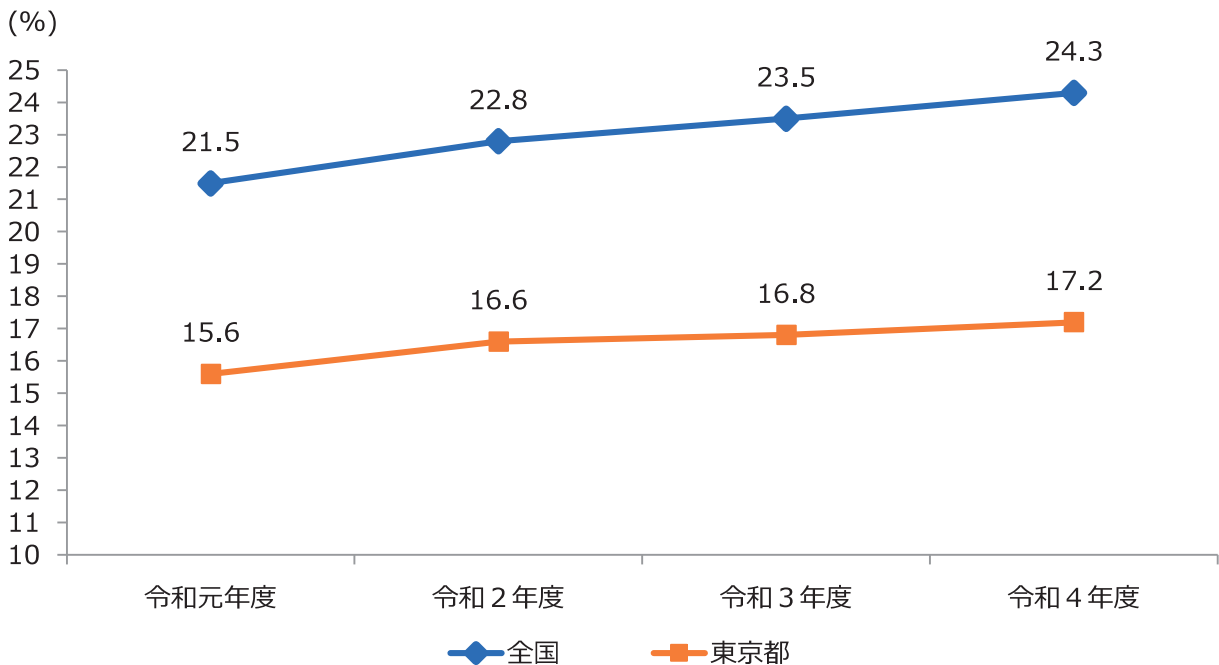
（注）児童養護施設及び乳児院は各年度3月1日現在、養育家庭等及びファミリーホームは各年度末現在。令和2年度以降、特別区児童相談所による措置分を含む

図表 79 児童養護施設・乳児院の入所状況の推移



資料：東京都福祉局

図表 80 里親等委託率（各年度末現在）（東京都）



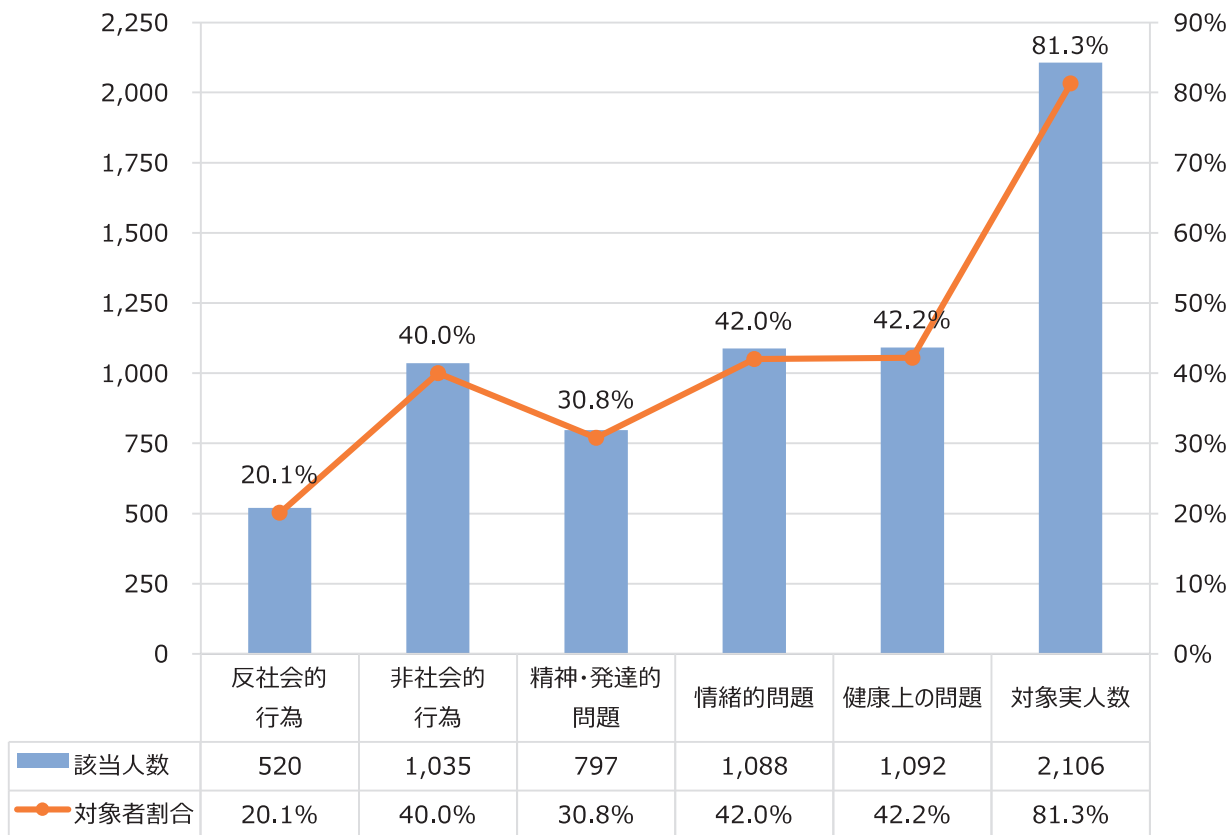
資料：東京都福祉局

(注) 養育家庭等委託率 = 養育家庭等・ファミリーホーム委託児童数 / 乳児院入所児童数 + 児童養護施設入所児童数 + 養育家庭等・ファミリーホーム委託児童数

全国の数値は「社会的養護の現状について（厚生労働省・こども家庭庁）」による

- 児童養護施設入所児童について、情緒的な課題を抱えている児童が 42.0%、や健康上の問題を抱えている児童が 42.2%となっています。

図表 81 児童養護施設入所児童の状況（令和 5 年 6 月）



資料：東京都福祉局

- 児童養護施設入所者の進路状況について、全高卒者の大学等への進学が 72.8%なのに対し、児童養護施設入所者は 28.3%となっています。

図表 82 令和 5 年 3 月卒業児童の進路状況（東京都）

| | 大学等 | 専修学校等 | 就職 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 児童養護施設入所者 | 28.3% | 26.7% | 36.1% |
| 全高卒者 | 72.8% | 15.0% | 4.9% |

資料：児童養護施設等入退所状況等調査及び学校基本調査

<現状と課題>

- 施設等に入所している子供は、虐待等を原因として心に深い傷を受け情緒的な課題などを抱えていることも多いことから、個別的なケアや専門的なケアが求められています。
- 被虐待児童や個別的ケアが必要な子供が増加しており、適切な養育を受けられなかったことにより生じる様々な課題を解決するためには、一人ひとりの子供にきめ細かな支援が行えるよう、家庭と同様の環境や家庭的な環境での養育を推進するとともに、施設の専門機能や自立支援機能など、社会的養護施策の充実・強化を図ることが必要です。
- 社会的養護のもとにある子供は、経済的な問題や、それまでの養育環境により学習習慣が身につけていないなどによる学力不足などから、自らが希望する進路に進めない場合があります。
- 児童養護施設退所者（ケアリーバー）は、退所後も親族等によるサポートが得にくく、就労した子供の約 50%が、1年以内に離職をしているなど、安定した生活を継続することが困難な実態があり、支援が必要です。
- 子供の最善の利益を確保するためには、子供の意見を踏まえた支援を行う必要があることから、子供が権利について知り、話す大人を自ら選んで意見を表明できるよう、子供に対する権利の啓発や相談先の周知を行うことに加え、子供の周りにいる大人に対して、意見表明等の重要性についての理解促進を図ることが重要です。
- 子供は、自分の気持ちを自ら整理して伝えることが困難であったり、誰に伝えれば良いか分からないことがあるため、子供の意見表明には、子供の考えを整理して意見を形成するための支援と、形成した意見を大人に伝えるための支援が必要です。
- 子供が意見を表明できる環境を整え、子供の周りにいる大人が意見を聴くことが基本ですが、措置内容については、子供に影響を与える重大な決定であることから、意見表明等の支援に留まらず、更なる権利擁護の仕組みを整えることが重要です。

<取組の方向性>

- 社会的養護を必要とする子供たちが、一人ひとりの状況に応じた支援が受けられるよう、一時保護から家庭復帰や社会的自立に至るまで総合的に支援する体制の整備を進めます。
- 子供が家庭において健やかに養育されることを原則とした上で、家庭における養育が困難な場合は、家庭と同様の環境における養育を優先し、里親等への委託を推進します。また、施設についても、できる限り小規模かつ地域分散化された家庭的な養育環境を確保します。
- フォスタリング業務¹を包括的に民間機関に委託するフォスタリング機関事業を実施し、里親等委託を推進する体制の強化を図り、令和11年度における里親等委託率（合計）を37.4%とすることを目指します。
- 社会的養護のもとで生活する子供たちの権利を擁護するとともに、施設退所（里親委託解除）後の自立と地域での安定した生活を継続するために、入所（里親委託）中から退所（解除）後まで、一貫して支援していきます。
- 子供が自らの権利や困ったときの相談方法について知り、意見を表明することができるよう、年齢や発達状況に応じた効果的な啓発を実施していきます。
- 子供が考えを整理し、大人に伝えることを支援するため一部の一時保護所入所中及び里親委託中の子供を対象としてモデル的に導入している意見表明等支援員について、モデル実施の結果を踏まえ、導入先の拡大を検討します。
- 子供が措置内容に納得できない場合は、自ら児童福祉審議会に申し立てることを可能とします。

¹ 里親のリクルート及びアセスメント、里親に対する研修、児童と里親のマッチング、里親への支援

< 計画事業 >

◆：第3期において追加した事業

| 番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 |
|-----|--------------------------|-----|---|
| 286 | 家庭的養護（養育家庭等・ファミリーホーム）の推進 | 福祉局 | <p>○令和11年度において、社会的養護に占める里親等委託の割合が37.4%となるよう、養育家庭等・ファミリーホームを推進していく。</p> <p>○民間フォスティング機関を設置することにより、里親委託を一層推進し、里親に対する一貫性・継続性のある支援体制を構築する。</p> <p>○養育家庭でより多くの児童が育まれるよう、普及啓発により養育家庭登録数を拡大するとともに、養育家庭への支援を充実する。また、乳児期からの委託を促進する。</p> <p>○養育者の住居において、5人又は6人の子供を養育する小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を着実に実施する。</p> |
| 287 | 乳児院の家庭養育推進事業 | 福祉局 | <p>乳児院に対して、通常の乳児院の職員配置に加え、治療的・専門的ケアが必要な児童及び保護者に対する手厚い支援ができる体制等を整備する。</p> |
| 288 | 育児指導機能強化事業 | 福祉局 | <p>乳児院等に育児指導担当職員を配置し、入所児童やその家族及び地域で子育て中の家庭等からの子育てに関する相談に応じる等により、子育てに関する不安を解消するなどの育児指導機能の充実を図る。</p> |
| 289 | 医療機関等連携強化事業 | 福祉局 | <p>乳児院等における医療機関との連携強化を図り、継続的な服薬管理や健康管理が必要な児童等の円滑な受入を促進する。</p> |
| 290 | ◆ 障害児等受入体制等強化事業 | 福祉局 | <p>障害等を有する児童に対して、入所前の受入に係る連絡調整等や入所中の支援・補助を行うための障害児等受入調整員を配置することにより、障害等を有する児童の受入及び支援体制を強化する。</p> |
| 291 | 新生児委託推進事業 | 福祉局 | <p>家庭で適切な養育を受けられない新生児を対象として、養子縁組が最善と判断した場合には、乳児院を活用して、養子縁組里親の養育力向上のための研修や、新生児と養子縁組里親の交流支援等を行うことにより、新生児委託を推進する。</p> |
| 292 | 児童福祉施設の整備 | 福祉局 | <p>児童養護施設や一時保護所への入所児童の増加への対応や、施設内での生活環境の改善を図るため、施設の整備を進める。</p> |
| 293 | 専門機能強化型児童養護施設 | 福祉局 | <p>虐待等により問題を抱える子供たちへのケアを充実させるため、精神科医師や治療担当職員を配置するとともに個別ケア職員を配置するなど機能を充実し、専門的・個別的ケアを行う専門機能強化型児童養護施設の指定数を拡大する。</p> |

| 番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 |
|-----|---------------------------|-----|---|
| 294 | 家庭的養育（グループホーム）の設置促進 | 福祉局 | <p>○児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、児童養護施設が地域の住宅を活用し家庭的な環境で養護を行うグループホームについて、引き続き設置を進める。</p> <p>○4か所以上のグループホームを設置する施設について、各グループホームへの助言・指導等を行うグループホーム支援員を配置するなど、安定的運営を支援する。</p> |
| 295 | 連携型専門ケア機能事業 | 福祉局 | <p>都立児童養護施設において、虐待に起因する重篤な情緒・行動上の問題を抱える子供に対して生活支援・医療・教育を一体的に提供する「連携型専門ケア機能」を実施する。</p> |
| 296 | 児童養護施設等の支援力の向上、人材確保及び人材育成 | 福祉局 | <p>○児童養護施設等職員の研修への参加を促進するとともに、児童に対するケアの充実と職員の資質向上及び研修指導者の養成を図る。</p> <p>○児童養護施設等における実習体制等充実させることにより、職員の人材確保を図る。</p> <p>○児童養護施設等が高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を進めるうえで、必要な人材の育成を図る。</p> |
| 297 | 児童養護施設等職員宿舍借り上げ支援事業 | 福祉局 | <p>児童養護施設等に勤務する職員の宿舍を借り上げるための費用の一部を支援する。</p> |
| 298 | 児童養護施設等体制強化事業 | 福祉局 | <p>児童指導員や養育者等の直接処遇職員の業務負担の軽減等に取り組んでいる施設に対し、補助者の雇上げに必要な費用の一部を補助する。</p> |
| 299 | 施設と地域との関係強化事業 | 福祉局 | <p>シニア世代・シニア予備群を児童養護施設等における様々な家事・養育等を担う人材として活用するための費用の一部を支援する。</p> |
| 300 | 児童養護施設等のBCP策定支援事業 | 福祉局 | <p>大規模災害や感染症が発生した場合等における児童養護施設等利用者の安全を確保するため、児童養護施設等に専門的な支援を行い、BCP（事業継続計画）策定の推進とその実効性を確保する。</p> |
| 301 | 東京都児童自立サポート事業 | 福祉局 | <p>児童自立支援施設を退所した児童の地域での立ち直りを支援するため、児童相談所と民生・児童委員及び主任児童委員等が連携協力をして、児童の自立を支援する取組を推進する。</p> |
| 302 | フレンドホーム事業 | 福祉局 | <p>児童養護施設や乳児院に入所している子供を、フレンドホームとして登録した家庭に、夏休み・冬休みや週末等学校が休みの間、数日間預け、家庭生活の体験を通じた子どもの健やかな育成を図る。</p> |

| 番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 |
|-----|-------------------|-----|--|
| 303 | 養護児童に対する自立支援機能の強化 | 福祉局 | <p>○児童養護施設に入所している児童の自立に向けた支援や、施設退所後のアフターケアの充実を図るため、自立支援業務に専念できる職員（自立支援コーディネーター）を配置し、自立支援体制の構築・推進を行う（自立支援強化事業）。</p> <p>○児童に対する学習支援（塾への通塾費用）の充実や、自立支援コーディネーターによる進学支援の充実を図る（児童養護施設における学習・進学支援等）。</p> <p>○児童養護施設等を退所した児童等に、生活の場を提供しながら就労支援等を行う自立援助ホームに、就労支援・就労定着を専門に行うジョブトレーナーを配置する（ジョブ・トレーニング事業）。</p> <p>○児童福祉や就労支援に精通したスタッフを配置し、生活上の問題や求職上の問題について相談支援等を行うことにより自立を支援するとともに、対象者同士が集まり、意見交換や情報交換を行える相互交流の場（ふらっとホーム）を提供する。</p> <p>○児童養護施設等に入所している児童の自立に向けた支援や、施設退所後のアフターケアの充実を図るため、自立支援業務に専念できる職員（自立支援担当職員）を配置し、自立支援体制の構築・推進を行う。</p> <p>○児童養護施設、法人型ファミリーホーム及び自立援助ホームの退所者が居住する住居を法人等が借り上げる際にかかる費用の一部を補助することで、退所後のアフターケアの充実を図る。</p> <p>○社会的養護施設の退所者（ケアリーバー）等の退所後における居住費の支援や施設職員等によるきめ細かなアフターケアを実施し、生活の安定を支援する。</p> |
| 304 | 自立生活スタート支援事業 | 福祉局 | <p>児童養護施設等の利用者の退所後の自立生活の支援を行うことを目的に、施設等と連携して相談援助を行うとともに必要な資金の貸付を行う。貸付後、自立に向けた真摯な努力をし、継続勤務や入学した学校の卒業等の一定条件を満たした場合には、申請によって償還が免除される。</p> |

| 番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 |
|-----|--------------------------|-----|---|
| 305 | 養育家庭等自立援助補助事業 | 福祉局 | <p>①養育家庭等が元委託児童に対して、次に掲げる援助を月2回以上行った場合に補助を行う。</p> <p>(1) 住居、家庭、交友関係、将来への不安等に関する生活上の問題について相談に応じ、必要に応じて他機関と連携する等の必要な支援を行うこと。</p> <p>(2) 進路、就学と生活の両立に関する問題、求職活動等に関する求職上の問題、職場の対人関係・離職・転職等に関する就業上の問題等について相談に応じ、必要に応じてハローワーク等専門機関の活用、職場との連携、面接の付き添いを行う等の支援を行うこと。</p> <p>②里親委託措置解除となった元委託児童について、原則措置解除後最大4年間（対象者が22歳になる年度の末日まで）、家賃補助を受けながら、養育家庭等によるきめ細かいアフターケアを継続することで、自立後の安定した生活を確保する。</p> |
| 306 | 身元保証人確保対策事業 | 福祉局 | <p>児童養護施設等または母子生活支援施設や女性自立支援施設を退所し、就職や進学をする際、又はアパートなどへ入居する際に、他の援助を期待できない場合に、施設長が身元保証や連帯保証を行うことにより、社会的な自立を促進する。</p> |
| 307 | 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度 | 福祉局 | <p>児童養護施設等入所中又は里親等へ委託中の者及び児童養護施設等を退所した者又は里親等への委託が解除された者に対して、自立支援資金を貸付けることにより、これらの者の円滑な自立を支援する。</p> |
| 308 | フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）事業 | 福祉局 | <p>社会的養護を必要とする児童の里親への委託をより一層推進するため、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援及び養子縁組に関する相談・支援を総合的に実施することを目的とする。</p> |
| 309 | 里親養育専門相談事業（里親子のサポートネット） | 福祉局 | <p>チーム養育の中で調整できなかった事案について、専門相談員が第三者の立場から、子供や里親、児童相談所の意見を聴き、調整する仕組みを児童福祉審議会のもとに設置することにより、子供の利益を守るとともに権利擁護を図る。</p> |

| 番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 |
|-----|-------------------------|-----|---|
| 310 | ◆ 社会的養護自立支援実態把握事業 | 福祉局 | 社会的養護経験者等への自立支援が確実に提供されるための環境整備を推進するため、社会的養護経験者等の実態把握に係る調査の実施や関係機関との連携強化を図る。 |
| 311 | ◆ 社会的養護職員等の奨学金返済・育成支援事業 | 福祉局 | 社会的養護等の分野において新規採用者を対象とした奨学金返済支援事業を実施し、人材確保・定着を強化する。 |
| 312 | ◆ こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業 | 福祉局 | 新たな公的資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」取得のため、児童養護施設等の職員が研修等に参加しやすい環境を整備する。 |
| 313 | 被措置児童等虐待の防止・対応強化 | 福祉局 | 「3つの電話相談窓口（東京都、児童相談所、児童福祉審議会）」を設置し、虐待を受けた被措置児童等本人からの届出や、虐待を受けたと思われる児童を発見した者からの通告に対し、関係機関等と連携しながら対応する。 |
| 314 | 被措置児童に対する子供の権利の啓発 | 福祉局 | 被措置児童に対して、子供の権利の啓発や相談方法の周知を図る。また、児童相談所職員、里親、施設職員等に対して、被措置児童の権利擁護の重要性や子供の権利の啓発物の活用方法の周知を図る。 |
| 315 | ◆ 意見表明等支援事業 | 福祉局 | 措置決定の場面等において、面談等を通じて子供の意見形成を支援し、希望に応じて周りの大人に対する意見表明の支援や意見の代弁をする役割を担う、「意見表明等支援員」を導入する。 |
| 316 | ◆ 被措置児童等の権利擁護に関する調査 | 福祉局 | 子供の権利擁護の取組状況を把握するため、被措置児童等を対象とした意見表明に係る満足度等に関する調査を実施する。 |

< 目標を掲げている取組 >

| 番号 | 事業名 | 所管局 | 目標値（年度の記載ないものは、令和 11 年度末までの目標） | 令和 5 年度実績 |
|-----|--------------------------|-----|--------------------------------|---|
| 286 | 家庭的養護（養育家庭等・ファミリーホーム）の推進 | 福祉局 | （令和 11 年度） 里親等委託率 37.4% | 【令和 6 年 3 月末現在】 ○養育家庭等（登録数：1,191 家庭、委託児童数：526 人（区児相含む）） ○ファミリーホーム（設置数：30 ホーム、入所児童数：120 人（区児相含む）） ○社会的養護に対する家庭養育の割合 17.5% ※いずれも速報値 |
| 293 | 専門機能強化型児童養護施設 | 福祉局 | 全民間児童養護施設 | 専門的、治療的ケア体制の充実 専門機能強化型児童養護施設の運営 39 か所 |
| 308 | フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）事業 | 福祉局 | 全ての都児童相談所担当地域で実施 | 児童相談所 5 所 |

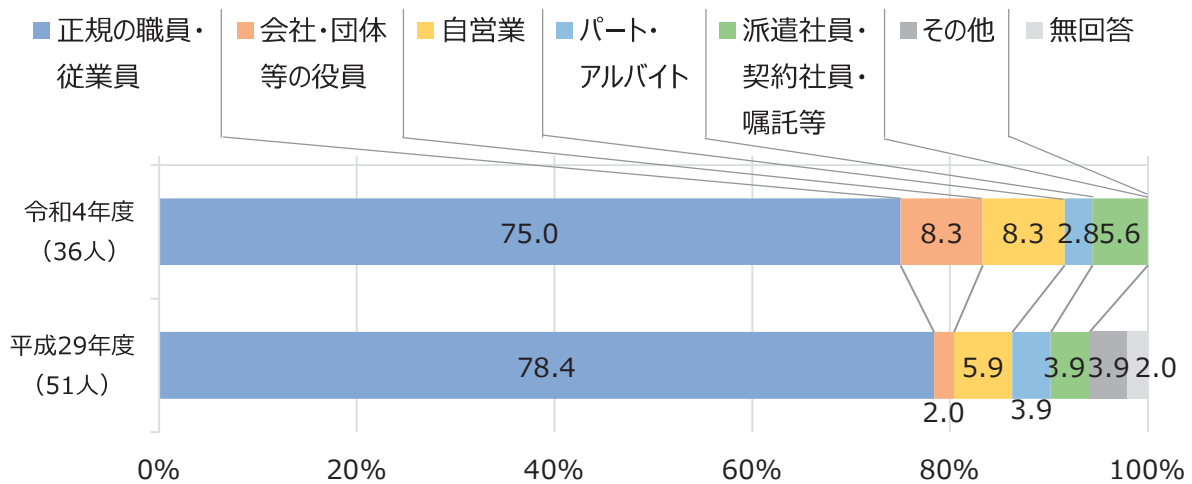
【4 ひとり親家庭の自立支援の推進】

<ひとり親家庭を取り巻く状況>

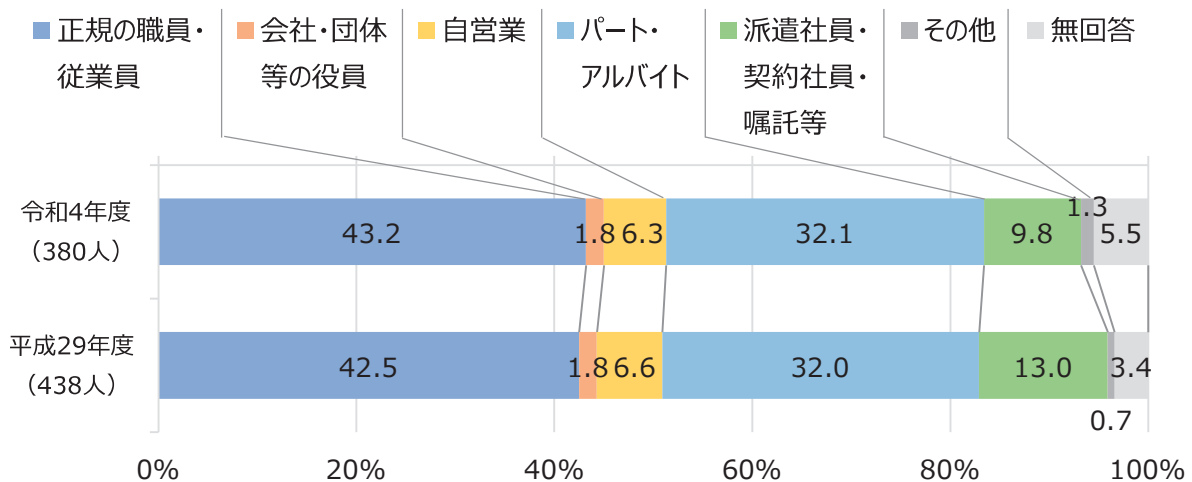
- 都内の三世帯同居等も含むひとり親世帯は、母子世帯約 144,500 世帯、父子世帯約 12,900 世帯と推計されます。
- 令和4年に東京都が行った調査によると、ひとり親世帯になった理由は、「離婚」70.3%、「死別」11.4%、「未婚・非婚」10.7%となっています。
- ひとり親家庭の親の就労状況をみると、平成29年度に比べ令和4年度は、父は正規の職員・従業員の割合が減少する一方、母は正規の職員・従業員の割合が増えています。

図表 83 就業上の地位

父



母

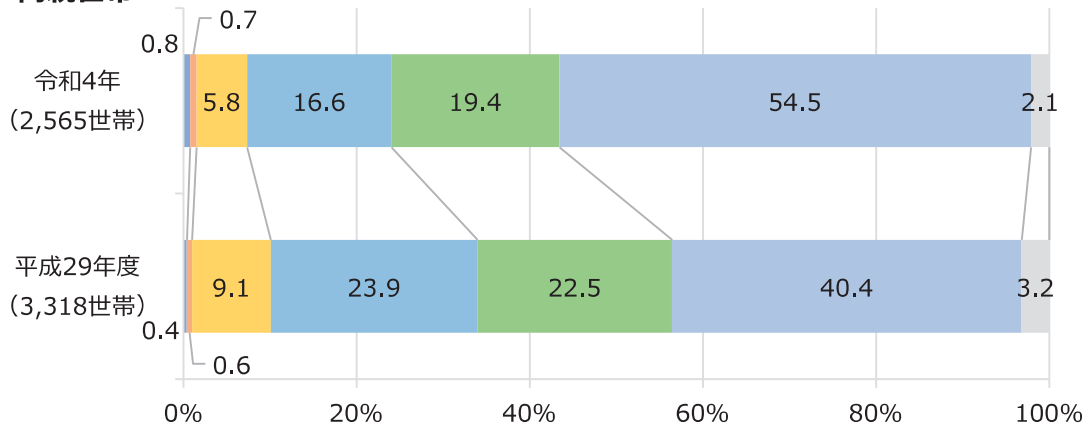


資料：東京都福祉局「東京都福祉保健基礎調査」（令和4年度）

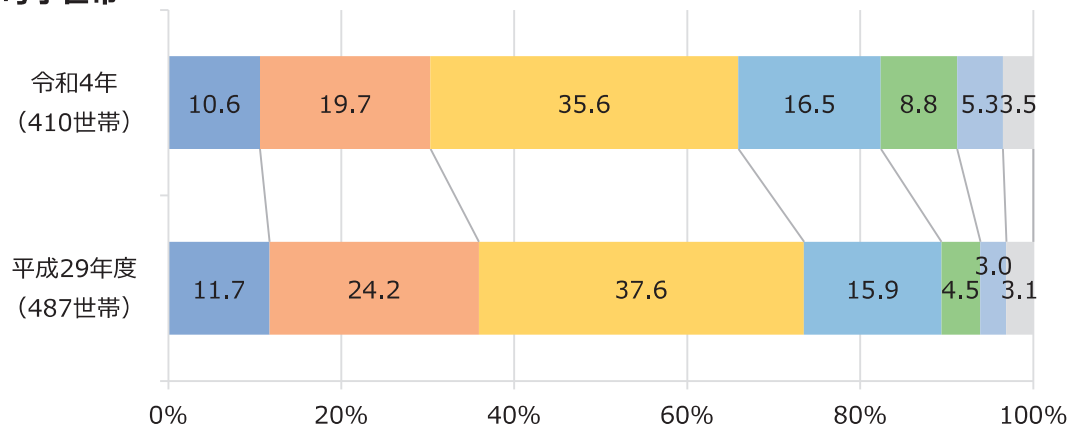
- 令和4年度の収入をみると、母子世帯では年収200万円未満が30.3%となっており、平成29年度よりも割合がやや減少しています。父子世帯では、200万円未満は2.6%で、平成29年度よりも割合が減少しています。

図表 84 世帯の年間収入

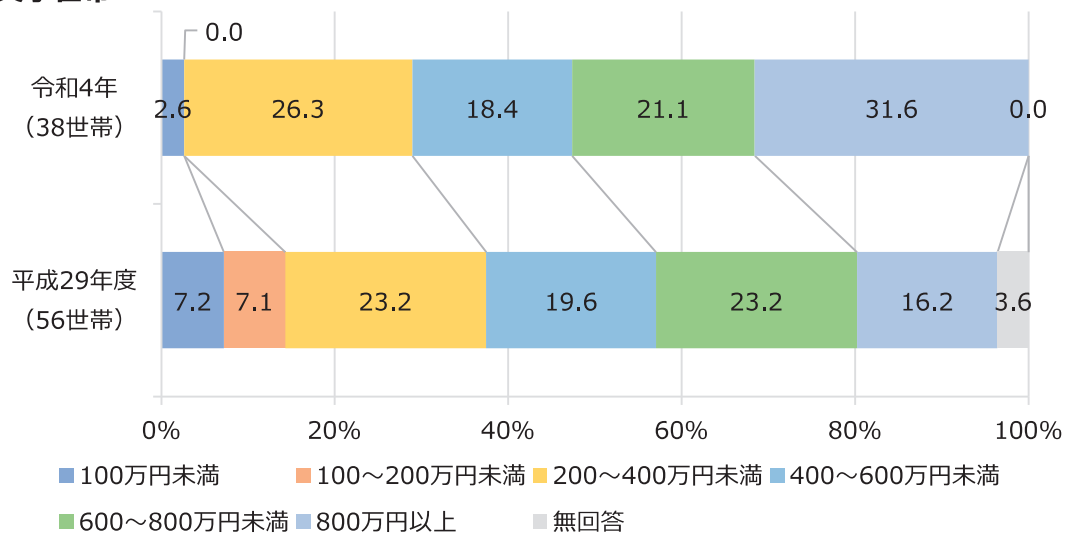
両親世帯



母子世帯



父子世帯



■ 100万円未満 ■ 100~200万円未満 ■ 200~400万円未満 ■ 400~600万円未満
■ 600~800万円未満 ■ 800万円以上 ■ 無回答

資料：東京都福祉局「東京都福祉保健基礎調査」（令和4年度）

- ひとり親世帯で現在困っていることは、母子世帯では「家計について」57.9%、「子供の教育・進路・就職について」43.3%、父子世帯では「子供の教育・進路・就職について」41.4%、「家事について」34.5%となっています。

図表 85 ひとり親世帯になって現在困っていること〔複数回答〕一母の従業上の地位別

| | 総数 | 家計について | 仕事について | 住居について | 家事について | 健康について | 介護・親族の健康について | 子供の世話について | 子供の教育・進路・就職について | (世間体) 社会的偏見について | その他 |
|---------------|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------------|-----------|-----------------|-----------------|------|
| 総数 | 100.0 (328) | 57.9 | 25.9 | 18.6 | 7.0 | 18.0 | 10.1 | 21.6 | 43.3 | 4.9 | 4.3 |
| 就業 | 100.0 (301) | 58.5 | 24.6 | 19.6 | 7.3 | 17.9 | 9.3 | 21.9 | 43.2 | 5.3 | 4.0 |
| 自営業 | 100.0 (16) | 37.5 | 18.8 | 6.3 | 6.3 | 18.8 | - | 43.8 | 37.5 | 6.3 | 6.3 |
| 正規の職員・従業員 | 100.0 (125) | 52.8 | 22.4 | 18.4 | 8.8 | 17.6 | 8.8 | 18.4 | 45.6 | 6.4 | 3.2 |
| 会社・団体等の役員 | 100.0 (6) | 66.7 | 16.7 | - | 33.3 | - | - | 33.3 | 33.3 | 16.7 | - |
| パート・アルバイト | 100.0 (97) | 63.9 | 27.8 | 25.8 | 3.1 | 19.6 | 8.2 | 20.6 | 43.3 | 1.0 | 3.1 |
| 労働者派遣事業所の派遣社員 | 100.0 (16) | 75.0 | 37.5 | 18.8 | 6.3 | 12.5 | 6.3 | 18.8 | 37.5 | 18.8 | - |
| 契約社員・嘱託、その他 | 100.0 (23) | 78.3 | 26.1 | 26.1 | 13.0 | 8.7 | 13.0 | 26.1 | 39.1 | - | 17.4 |
| 非就業 | 100.0 (23) | 52.2 | 39.1 | 4.3 | 4.3 | 21.7 | 21.7 | 21.7 | 47.8 | - | 4.3 |

資料：東京都福祉局「東京都福祉保健基礎調査」(令和4年度)

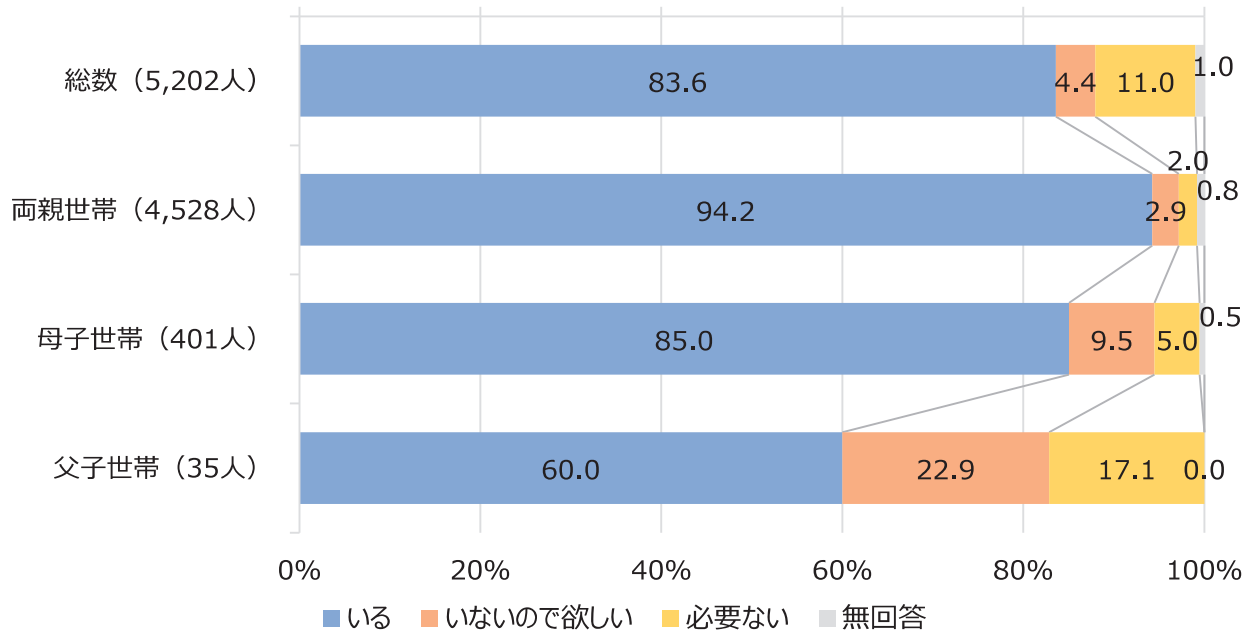
図表 86 ひとり親世帯になって現在困っていること〔複数回答〕－父親の従業上の地位別

| | 総数 | 家計について | 仕事について | 住居について | 家事について | 健康について | 親族の健康・介護について | 子供の世話について | 子供の教育・進路・就職について | 社会的偏見（世間体）について | その他 |
|---------------|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------------|-----------|-----------------|----------------|-----|
| 総数 | 100.0 (29) | 31.0 | 10.3 | 3.4 | 34.5 | 6.9 | 6.9 | 24.1 | 41.4 | 6.9 | - |
| 就業 | 100.0 (28) | 32.1 | 7.1 | 3.6 | 32.1 | 7.1 | 7.1 | 25.0 | 42.9 | 7.1 | - |
| 自営業 | 100.0 (2) | 50.0 | 50.0 | - | - | - | - | 50.0 | - | - | - |
| 正規の職員・従業員 | 100.0 (22) | 27.3 | - | 4.5 | 27.3 | 9.1 | 9.1 | 22.7 | 45.5 | 9.1 | - |
| 会社・団体等の役員 | 100.0 (1) | 100.0 | - | - | 100.0 | - | - | - | 100.0 | - | - |
| パート・アルバイト | 100.0 (1) | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 労働者派遣事業所の派遣社員 | 100.0 - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 契約社員・嘱託、その他 | 100.0 (1) | 100.0 | 100.0 | - | 100.0 | - | - | - | - | - | - |
| 非就業 | 100.0 (1) | - | 100.0 | - | 100.0 | - | - | - | - | - | - |

資料：東京都福祉局「東京都福祉保健基礎調査」（令和4年度）

- 相談相手がいる割合は、両親世帯は94.2%、母子世帯は85.0%、父子世帯では60.0%となっています。

図表 87 相談相手の有無－世帯類型（母子・父子世帯）別



資料：東京都福祉局「東京都福祉保健基礎調査」（令和4年度）

< 現状と課題 >

- ひとり親家庭の親は、ひとり親家庭になる前後を通じて、家庭や生活の様々な課題に直面します。ひとり親家庭の親は、子育てと家計の支え手を同時に担うため、肉体的、精神的な負担も大きいこと、また経済的に困窮している家庭が多いことなどから、生活全般を視野に入れた総合的な支援が必要です。
- ひとり親家庭のための支援策が十分には活用されていない状況があるなど、支援が必要な人が必ずしも相談窓口につながっていない可能性があるため、関係機関が連携し支援が必要な家庭を把握することが必要です。
- ひとり親世帯の就業率は母子世帯・父子世帯ともに9割を超えていますが、母子世帯ではパート・アルバイト等非正規雇用が約4割となっています。また、ひとり親家庭では仕事と子育ての両立が難しいと考える人が多い状況があります。
- 民法等の一部を改正する法律が成立し、離婚後の父母の子の養育に関する責務を明確化するなど、親権・監護、養育費、親子交流等に関する規定が見直されたことを踏まえた対応が必要です。また、養育費を受け取っている人の割合は過去の調査と比較して増加傾向にあるものの、養育費を受け取っている割合は約3割です。

<取組の方向性>

- 母子家庭・父子家庭双方の特性やニーズに配慮しながら、必要なひとり親家庭が確実に相談・支援につながるよう、広報・普及啓発や新たな相談拠点の設置など相談体制の更なる強化を図るとともに、相談支援の質の向上、関係機関の連携強化を進めます。
- ひとり親家庭が抱える様々な課題に的確に対応し、より安定した就業と子供の健全な育成を図るため、個別・継続的な就業支援の充実や、就業と子育ての両立が可能となる地域の子育て支援や子供の学習支援などを推進することにより、ひとり親家庭の地域での自立した生活を支援します。
- 東京労働局では、母子家庭の母、父子家庭の父などの就職困難者を、ハローワークや民間の職業紹介事業者などの職業紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給しています。
- ひとり親家庭の生活の安定を図るため、養育費立替保証、公正証書等の作成及びADR（裁判外紛争解決手続）に係る支援等を行うほか、養育費に関する専門相談など養育費の履行確保等に資する区市の取組に対して補助を行います。

< 計画事業 >

◆：第3期において追加した事業

| 番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 |
|-----|---|-------|---|
| 317 | ひとり親家庭向けポータルサイトの運用 | 福祉局 | 国、都、区市町村や民間機関等の様々な機関が実施しているひとり親家庭への支援施策等について、横断的に検索できるポータルサイトを運用する。 |
| 318 | 東京都ひとり親家庭支援センター事業 (母子家庭等就業・自立支援センター事業) | 福祉局 | ○相談体制の整備 ひとり親家庭の生活相談・養育費相談・離婚前後の法律相談・面会交流支援事業、離婚前後の親支援講座、ひとり親への支援を行う相談支援員研修を実施する。 ○就業支援 ・ひとり親家庭の就業による自立を支援するため、就業相談等事業（就業相談、就業促進活動、キャリアアップ支援、相談支援員研修会）、就業支援講習会、就業情報提供事業を行う。 ・親への支援とあわせて、子供本人へのキャリアカウンセリングや求人情報の提供などを行う。 |
| 319 | ひとり親家庭相談体制強化事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業> | 福祉局 | 就業等の理由により、平日や日中の時間帯に相談できないひとり親の困難な状況を解消するために、SNS等を活用した対面相談以外のひとり親がより相談しやすい体制強化を実施する区市町村に対し子供家庭支援区市町村包括補助事業により補助を実施する。 |
| 320 | 母子・父子自立支援員による相談・支援 | 福祉局 | ひとり親家庭及び寡婦に対し、相談に応じ、自立に必要な情報提供及び指導を行う。また、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。 |
| 321 | 母子・父子自立支援員の資質の向上（母子・父子自立支援員研修） | 福祉局 | 身近な地域において、ひとり親家庭からの相談に的確に対応していくため、母子・父子自立支援員の研修の内容を充実し、カウンセリングの精神や技法、サービスのコーディネートなど総合的な支援力の向上を図る。 |
| 322 | ひとり親家庭等生活向上事業 | 福祉局 | ひとり親家庭及び寡婦が生活の中で直面する諸問題の解決や子供の生活・学習支援を図るなど、地域での生活を総合的に支える事業に取り組む区市町村を支援する。 |
| 323 | 配偶者暴力被害者の自立生活再建のための総合的な支援 | 生活文化局 | 配偶者暴力被害者の自立生活再建のため、以下のとおり総合的な支援を実施する。 ○配偶者暴力相談支援センターにおける電話相談、面接相談（精神科医による相談・法律相談） ○配偶者暴力被害者が自立した生活を築くための講座 ○子供の心のダメージの早期回復を図るための子供広場事業 ○各関係機関が統一的な支援を行うための「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」の配布 ○被害者支援民間団体への活動支援（人材育成、施設機能の強化等） ○民間で被害者支援を行う人材に対する研修等の実施 ○区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備に対する支援 等 |

| 番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 |
|-----|--|--------|--|
| 324 | 在宅就業推進事業 | 福祉局 | 在宅就業を希望するひとり親に対し、一定の期間、業務の調達・分配、納入した業務の検収を行うとともに、在宅就業コーディネーターがサポートを行う。 |
| 325 | 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 | 福祉局 | ひとり親家庭の親の経済的自立を図るため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座（通信講座を含む）を受講した場合に各種給付金を支給するとともに、全区市町村での実施を推進する。 |
| 326 | 母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業 | 福祉局 | 母子家庭の母又は父子家庭の父の就業を支援するため、教育訓練を受講した場合に、その経費の一部を給付する事業について、全区市町村において取り組む。 |
| 327 | 母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業 | 福祉局 | 母子家庭の母又は父子家庭の父の就労につながる資格取得を促進するため、養成機関で修業している一定の訓練期間にかかる訓練促進給付金を支給して、負担の軽減を図る事業について、全区市町村において取り組む。 |
| 328 | ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 | 福祉局 | 高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、高等職業訓練促進資金を貸し付け、修学を容易にするとともに、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、住宅支援資金を貸し付け、ひとり親家庭の親の自立の促進を図る。 |
| 329 | 母子・父子自立支援プログラム策定事業 | 福祉局 | ひとり親家庭の職業的自立を促進するため、母子・父子自立支援プログラム策定員により、就業に結びつく支援を行う事業について、全区市での実施を支援する。 |
| 330 | ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業 | 福祉局 | 福祉事務所に就業支援専門員を配置し、母子・父子自立支援員やハローワークと連携した包括的な就業支援を行う。 |
| 331 | ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業 | 福祉局 | ひとり親家庭になって直後の生活の激変や就職活動等の理由により、家事や育児等の日常生活に支援が必要なひとり親家庭に対して、ホームヘルパーを派遣する市町村を支援する。 |
| 332 | ◆ ひとり親家庭ホームヘルプサービスの利用促進事業 < 子供家庭支援区市町村包括補助事業 > | 福祉局 | ひとり親家庭に家事・育児サービスを行うためのホームヘルパーを派遣する「ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業」の広報や、支援者の質向上及びひとり親家庭への理解を深めるための研修を実施する区市町村を支援する。 |
| 333 | ひとり親家庭就業推進事業 | 福祉局 | ひとり親の希望や適性に応じて、就業相談、スキルアップ訓練、職業紹介、マッチング支援、アフターフォローに至るまで一貫して実施することで、ひとり親家庭等の自立を支援する。 |
| 334 | 都営住宅の優先入居 | 住宅政策本部 | ひとり親家庭の生活の場を確保するため、都営住宅の当せん倍率の優遇制度、ポイント方式による入居者募集、母子生活支援施設特別割当等により、住宅を提供する。 |

| 番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 |
|-----|------------------------------|--------|--|
| 335 | 公社住宅への入居機会確保 | 住宅政策本部 | ひとり親家庭を対象に公社住宅への入居機会の確保のため、月収基準に満たない場合でも児童育成手当等を合算する「収入審査の緩和」や、一定期間、一部住宅において家賃を割引する「こどもすくすく割」を実施する。 |
| 336 | ◆ 成長産業分野へのキャリアシフト等支援事業 | 産業労働局 | <ひとり親向け就業支援コース> PCやWi-Fiを無償で貸与し、eラーニング等により、デジタルスキルや柔軟な働き方が可能な業種・職種のスキルの習得及び就職支援を一体的に行うことで、ひとり親の方々のキャリア形成や就職活動を支援する。 |
| 337 | 女性しごと応援キャラバン | 産業労働局 | 都内各区市町村において、キャラバン型のセミナー及び就職相談を実施するとともに、セミナー等受講後、ひとり親の方などきめ細やかな支援を望む女性を想定し、東京しごとセンターにおいてキャリアカウンセリング機能を強化する。 |
| 338 | ◆ 非正規・ひとり親・困難を抱える女性等向け就業自立支援 | 産業労働局 | 経済的困難を抱える女性等にアウトリーチでアプローチし、就職相談会やセミナー等を通じて東京しごとセンターの就労支援につなげることで、女性の就職・正規雇用化を後押しする。 |
| 339 | 母子生活支援施設等の支援力の向上 | 福祉局 | 母子生活支援施設における支援の核となる基幹的職員を育成する。また、母子生活支援施設や女性自立支援施設の職員の研修参加や施設間研修を支援し、対応力を強化する。 |
| 340 | 施設に入所する子供の自立支援の充実 | 福祉局 | 養育環境により、十分な学習機会が確保されていない小学生から中学生までの児童に対し、標準的学力を備えさせ、退所後の自立のための学習支援の充実を図る。 |
| 341 | 母子生活支援施設等の施設整備 | 福祉局 | 老朽化した母子生活支援施設・女性自立支援施設について、利用者の安全の確保と居住環境の改善を図るため、需要動向も踏まえ、施設の整備を計画的に進める。 |
| 342 | 母子緊急一時保護事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業> | 福祉局 | 緊急に保護の必要な母子家庭等を一時保護し、その安全・安心を確保するため、緊急一時保護事業を実施する。 |
| 343 | 児童扶養手当・児童育成手当・母子及び父子福祉資金貸付 | 福祉局 | ○ひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給、児童育成手当の支給により、ひとり親家庭を経済的に支援する。 ○ひとり親家庭等に対し、母子及び父子福祉資金の貸付けを実施し、ひとり親家庭等を経済的に支援する。事業開始、事業継続、修学（母子・父子福祉資金による高校・大学等への修学資金貸付）、技能習得、修業、就職支度、医療介護、生活、住宅、転宅、就学支度、結婚の12種類 |
| 344 | ひとり親家庭等医療費助成 | 福祉局 | ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るため、医療費の自己負担分の助成を行う区市町村を支援する。 |
| 345 | 養育費確保支援事業 | 福祉局 | ひとり親家庭の養育費の安定した取得に向け、養育費確保に係る事業を実施する区市を支援する。 町村部については、都が直接事業を実施する。 |

| 番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 |
|-----|--------------------------|--------|--|
| 346 | 女性福祉資金の貸付 | 福祉局 | 配偶者のいない女性に対し、女性福祉資金の貸付を実施し、経済的に支援する。事業開始、事業継続、技能習得、医療介護、生活、就職支度、住宅、転宅、結婚、修学、就学支度の11種類。 |
| 347 | 若年被害女性等支援事業 | 福祉局 | 様々な困難を抱えた若年女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチから居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを実施する。 |
| 再掲 | ベビーシッター利用支援事業 | 福祉局 | Nº106 参照 |
| 再掲 | 生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習・生活支援 | 福祉局 | Nº213 参照 |
| 再掲 | 受験生チャレンジ支援貸付事業 | 福祉局 | Nº214 参照 |
| 再掲 | 被保護者自立促進事業 | 福祉局 | Nº216 参照 |
| 再掲 | 東京しごとセンター事業 | 産業労働局 | Nº264 参照 |
| 再掲 | 児童養護施設等体制強化事業 | 福祉局 | Nº298 参照 |
| 再掲 | 自立生活スタート支援事業 | 福祉局 | Nº304 参照 |
| 再掲 | 若年夫婦・子育て世帯への入居機会の確保 | 住宅政策本部 | Nº463 参照 |
| 再掲 | 住宅確保要配慮者に対する居住支援の推進 | 住宅政策本部 | Nº469 参照 |

< 目標を掲げている取組 >

| 番号 | 事業名 | 所管局 | 目標値（年度の記載ないものは、令和 11 年度末までの目標） | 令和 5 年度実績 |
|-----|--------------------|-----|--|--|
| 322 | ひとり親家庭等生活向上事業 | 福祉局 | ひとり親家庭生活向上事業のうち子供の生活・学習支援事業又は生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習・生活支援事業について、62 区市町村で実施 | 1 子供の生活・学習支援事業 24 区市 2 ひとり親生活支援事業（(1)相談支援事業(2)家計管理・生活支援講習会等事業(3)学習支援事業(4)情報交換事業）（5）短期施設利用相談支援事業 15 区市 |
| 325 | 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 | 福祉局 | 62 区市町村 | 10 区 14 市 13 町村 |
| 329 | 母子・父子自立支援プログラム策定事業 | 福祉局 | 62 区市町村 | 21 区 25 市 13 町村 |

【5 障害児施策の充実】

< 障害児を取り巻く状況 >

- 東京都内には、令和6年3月末現在、身体障害者手帳を持つ18歳未満の子供が23,904人、知的障害の「愛の手帳」を持つ18歳未満の子供が14,888人います。

図表 88 障害者の手帳所持者数（総数及び18歳未満）（東京都：令和5年3月末現在）

| | 総数 | 18歳未満 | 構成比 |
|-----------------|---------|--------|-------|
| 身体障害者手帳交付数 | 486,907 | 23,904 | 4.9% |
| 愛の手帳交付数 | 103,854 | 14,888 | 14.3% |
| 精神障害者保健福祉手帳所持者数 | 163,172 | — | — |

資料：東京都福祉局 年報（福祉・衛生行政統計）

（注）精神障害者保健福祉手帳所持者数については、18歳以上、18歳未満の統計はなく、総数のみである。

- また、全国調査によると、「知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す」と通常の学級の担任等が回答した児童・生徒の割合は、8.8%となっています。

図表 89 学習面や行動面で著しい困難を示す児童・生徒（全国）< 小学校・中学校 >

| | 推定値（95%信頼区間） |
|--------------------|-----------------|
| 学習面又は行動面で著しい困難を示す | 8.8%（8.4%～9.3%） |
| 学習面で著しい困難を示す | 6.5%（6.1%～6.9%） |
| 行動面で著しい困難を示す | 4.7%（4.4%～5.0%） |
| 学習面と行動面ともに著しい困難を示す | 2.3%（2.1%～2.6%） |

資料：文部科学省「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」（令和4年）

（注）調査対象は、全国の公立の小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒を母集団とした。標本児童生徒数 53,951人（小学校：35,963人、中学校：17,988人）

「学習面で著しい困難を示す」とは、「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」の1つあるいは複数で著しい困難を示す場合を指し、一方、「行動面で著しい困難を示す」とは、「不注意」、「多動性－衝動性」、あるいは「対人関係やこだわり等」について1つか複数で問題を著しく示す場合を指す。

- 特別支援学校高等部の生徒の卒業後の企業就労者数及び就労率については、令和5年度は卒業した1,750人のうち746人（42.6%）が企業就労しています。

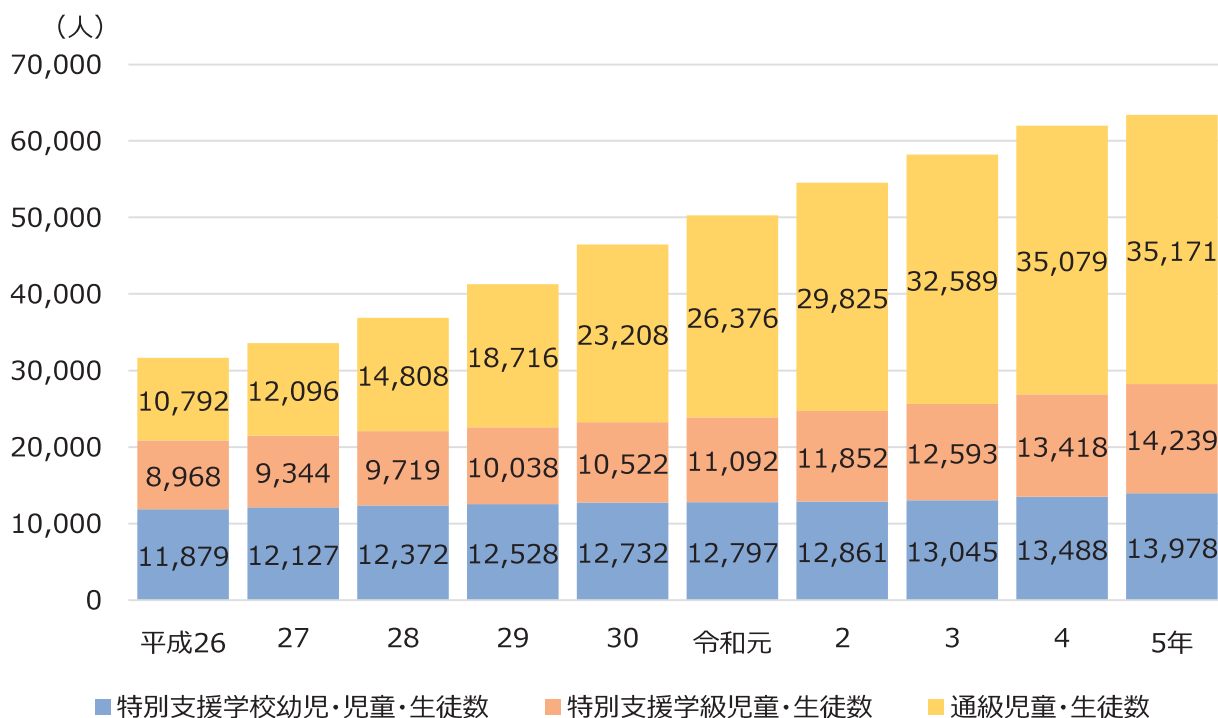
図表 90 特別支援学校高等部の就労実績

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 卒業生総数（人） | 1,806 | 1,884 | 1,864 | 1,926 | 1,897 | 1,883 | 1,699 | 1,703 | 1,750 |
| 企業就労者（人） | 744 | 754 | 817 | 854 | 843 | 809 | 703 | 683 | 746 |
| 就労率 | 41.2% | 40.0% | 43.8% | 44.3% | 44.4% | 43.0% | 41.4% | 40.1% | 42.6% |

資料：公立学校統計調査報告書「進路状況調査編」

- 特別支援教育を受ける児童・生徒数は増加傾向にあり、この10年で約2倍となっています。

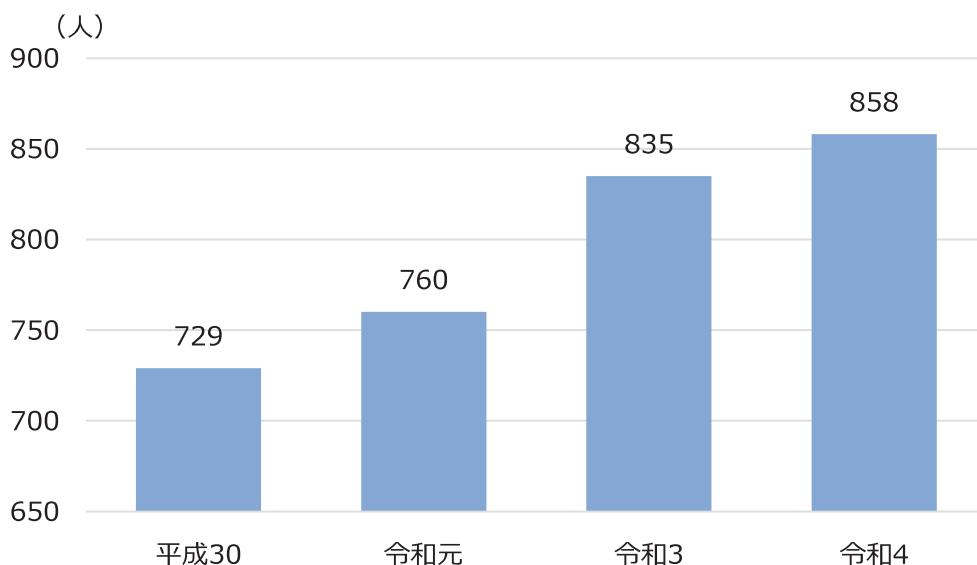
図表 91 特別支援教育を受ける児童・生徒数



資料：東京都教育委員会「東京都教育ビジョン（第5次）」

- 医療的ケアが必要な児童・生徒数は増加傾向にあります。

図表 92 医療的ケア児童・生徒数



資料：東京都教育委員会「東京都教育ビジョン（第5次）」

（注）都内公立特別支援学校に在籍する医療的ケア児総数（各年度5月1日時点） ※R2は新型コロナウイルス感染症拡大により未調査

< 現状と課題 >

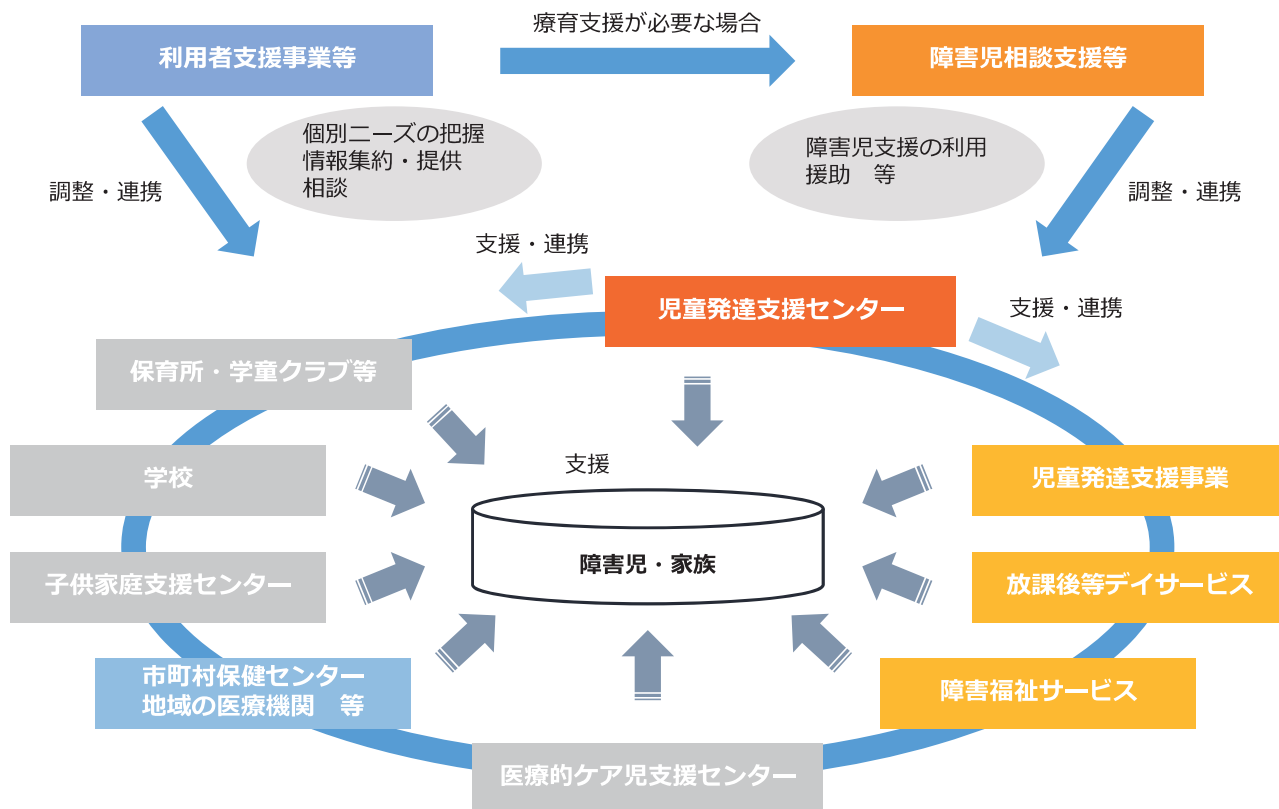
- 障害児支援利用計画の活用や、個別の計画の適切な引継ぎを行うなどにより、教育・保育等とも連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を身近な場所で提供する体制の構築が重要です。
- 障害児及びその家族が身近な地域で安心して生活していくためには、障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じてきめ細かな相談対応や療育等の適切な支援を行う必要があります。障害児の心身の状況に応じた保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を受けることができるよう、関係者と連携して取り組んでいくことが必要です。
- また、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育・教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無に関わらず、全ての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する必要があります。
- 児童発達支援センターについては、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として位置付け、他の障害児通所支援等を実施する事業所と連携を図り、障害児通所支援の体制整備を図ることが重要です。

- 地域におけるインクルージョン推進の観点から、児童発達支援センターには、保育所や認定こども園等に対し、障害児及び家族への専門的支援や助言を行う機能が求められており、こうした観点からも設置を進める必要があります。また、保育所等訪問支援等の活用により、障害児通所支援事業所と保育所等との連携・協力を深めることで、障害児への支援体制を構築していくことも必要です。
- 医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な児童（医療的ケア児）が増加しています。こうした医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、在宅生活を支えるサービスの充実に積極的に取り組む必要があります。

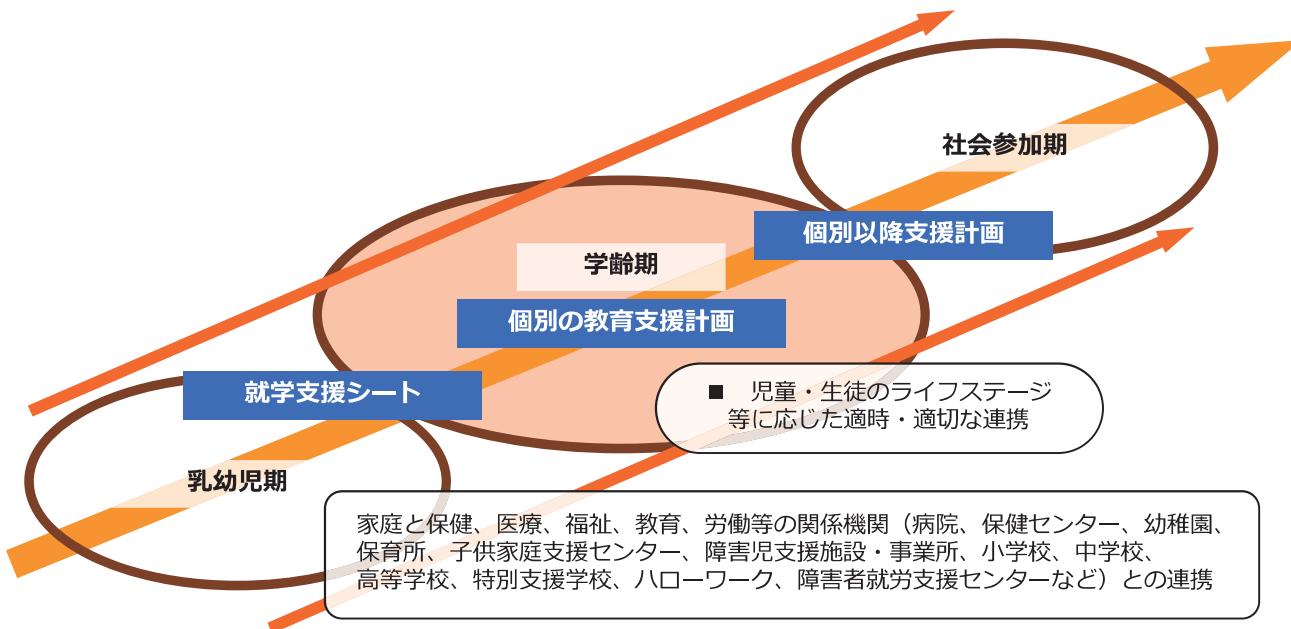
<取組の方向性>

- 障害児及びその保護者が身近な地域で安心して生活できるようにするため、一般的な子育て支援施策において障害児の受入れを進めるとともに、子供の成長段階や、障害特性等に応じた支援をしていきます。また、社会的自立を図ることのできる力や、地域の一員として生きていく力を培えるよう、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育を推進します。
- 障害の有無にかかわらず、地域で共に生活する「共生社会」を進める観点から、保育・教育等と連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援が提供される体制整備に取り組みます。また、学校においては、乳幼児期から学校卒業後まで一貫性のある支援を行っていくため、「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」を作成しています。
- 医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにするため、医療的ケア児支援センターを設置し、相談支援や情報提供を行うとともに、支援に関わる人材を養成します。
- 個々の状況に応じた地域生活を支援するため、障害児の放課後等支援の充実や難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築など、支援の提供体制の拡充を図っていきます。

■ 障害児とその家族を支援



■ 「個別の教育支援計画」を活用した一貫性のある支援の充実



< 計画事業 >

◆：第3期において追加した事業

| 番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 |
|-----|----------------------------------|-----|---|
| 348 | 短期入所事業の充実 | 福祉局 | 保護者等の事情により一時的に介護を行うことが困難になった場合など必要なときに、障害児（者）が短期間、施設に入所して必要な支援を受けられるよう、短期入所事業（ショートステイ）の充実を図る。 |
| 349 | 児童発達支援 | 福祉局 | 未就学の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。 |
| 350 | 放課後等デイサービス | 福祉局 | 就学中の障害のある児童を通所させて、授業の終了後又は休校日に、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う。 |
| 351 | 児童発達支援センターの設置促進 | 福祉局 | 地域における障害児支援の中核的施設として、児童発達支援センターの設置促進を図る。 |
| 352 | 児童発達支援センター地域支援体制確保事業 | 福祉局 | 児童発達支援センターが行う地域支援・地域連携の体制確保に係る取組を支援する。 |
| 353 | 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制 | 福祉局 | 保育所等を利用中の障害児又は今後利用する予定の障害児に対し、その安定した利用を促進するため、保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行う。 |
| 354 | 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置促進 | 福祉局 | 未就学の重症心身障害児を通所させて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。 |
| 355 | 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの設置促進 | 福祉局 | 就学中の重症心身障害児を通所させて、授業の終了後又は休校日に、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う。 |
| 356 | 都型放課後等デイサービス事業 | 福祉局 | 都で定める基準を満たす事業者に対し、運営等に要する経費の一部を補助し、放課後等デイサービス事業所の支援の質の向上を図る。 |
| 357 | 障害児の放課後等支援事業 | 福祉局 | 医療的ケア児及び重症心身障害児に対する放課後等支援の充実を図るため、サービス提供時間の延長や専門職の配置、送迎支援等に取り組む区市町村の支援を行う。 |
| 358 | 聴覚障害児のための体制整備事業 | 福祉局 | 都内の聴覚障害児が、早期に適切な支援を受けられるようにするため、関係機関等との連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を整備する。 |
| 359 | 児童発達支援事業所等利用支援事業 | 福祉局 | 第2子以降の児童発達支援事業所等自己負担を無償化する。 |

| 番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 |
|-----|------------------|-----|--|
| 360 | 障害児支援に係る職員の養成・確保 | 福祉局 | <p>○相談支援従事者研修</p> <p>必要なサービスの総合的かつ計画的な利用支援等のため、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画を作成する相談支援専門員の養成及び資質の向上を図る。</p> <p>○サービス管理責任者等研修</p> <p>個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理等を行うサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を行う。</p> <p>○強度行動障害支援者養成研修</p> <p>強度行動障害を有する者（児）に対し、適切な支援を行う職員や、適切な障害特性の評価及び支援計画の作成ができる職員の人材育成のための研修を行う。</p> <p>○介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業</p> <p>在宅や障害者施設等において、適切にたんの吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員等を養成する。</p> |
| 361 | 発達障害児等への支援の充実 | 福祉局 | <p>○発達障害者支援体制整備推進事業</p> <p>発達障害児（者）のライフステージに応じた支援体制を充実し、支援機関に従事する専門的人材の育成等を行うことにより、発達障害者支援体制の整備を推進し、発達障害児（者）の福祉の増進を図る。</p> <p>○発達障害者支援センターの運営</p> <p>発達障害児（者）及びその家族に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害に関する各般の問題について発達障害児（者）及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設との連携強化等により、発達障害児（者）に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進する。</p> <p>○ペアレントメンター養成・派遣事業</p> <p>子供が発達障害の診断を受けて間もない親などに対して、発達障害児（者）の子育て経験を活かして相談・助言を行うペアレントメンターを養成するとともに、ペアレントメンター・コーディネーターを配置し、家族への適切な支援に結び付けることで、家族支援体制の整備を図る。</p> |
| 362 | 障害児等療育支援事業 | 福祉局 | <p>在宅心身障害児（者）の地域生活を支援するため、以下の事業を行う。</p> <p>① 在宅支援訪問療育等指導事業</p> <p>相談・指導班を編成して、必要とする地域又は希望する家庭を定期的若しくは随時訪問して、在宅心身障害児（者）に対する各種相談・指導を行う。</p> <p>② 在宅支援外来療育等指導事業</p> <p>外来の方法により、地域の心身障害児（者）に対し、各種相談・指導を行う。</p> <p>③ 施設支援一般指導事業</p> <p>障害児通所支援事業所及び障害児保育を行う保育所等の職員に、療育技術の指導を行う。</p> |

| 番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 |
|-----|-----------------------------|-----|--|
| 363 | 重症心身障害児等在宅療育支援事業 | 福祉局 | <p>NICU等の高度な医療施設に入院している重症心身障害児及び医療的ケア児が、在宅生活に円滑に移行できるよう訪問看護等の早期療育支援を行うとともに、安定した在宅生活を継続できるよう地域の訪問看護人材の育成及び関係機関の連携を図り、もって重症心身障害児及び医療的ケア児の在宅療育体制の整備の推進を図る。</p> <p>①重症心身障害児等在宅療育支援センターの設置 ②訪問看護及び訪問健康診査 ③在宅療育相談 ④訪問看護師等育成研修 ⑤在宅療育支援地域連携会議の開催</p> |
| 364 | 在宅レスパイト・就労等支援事業 | 福祉局 | 重症心身障害児(者)及び医療的ケア児の家族の休養(レスパイト)や就労等を支援するため、家族に代わって一定時間医療的ケア等を行う訪問看護師の派遣に取り組む区市町村を支援する。 |
| 365 | 障害者(児)ショートステイ事業(受入促進員配置) | 福祉局 | 病床確保事業を実施する短期入所事業所に対して、受入促進員である看護師等の経費を支援することで、重症心身障害児(者)に加え、医療的ケア児(者)の受入れの促進を図る。 |
| 366 | 障害者(児)ショートステイ事業(病床確保) | 福祉局 | 短期入所事業所において、病床確保することで、特に医療ニーズの高い重症心身障害児(者)に加え、医療的ケア児(者)の受入れの促進を図る。 |
| 367 | 障害者(児)ショートステイ事業(短期入所開設支援) | 福祉局 | 新規に医療型短期入所事業所を開設しようとする事業者に対して、講習会を開催する等の開設支援を行う。 |
| 368 | 障害者(児)ショートステイ事業(医療機器等整備費補助) | 福祉局 | 新たに医療型短期入所事業に参加する等、より多くの医療的ケア児等を受け入れるための環境を整備した場合に、必要となる医療機器等の整備費用を補助することにより、医療型短期入所における医療的ケア児等の受入れを促進する。 |
| 369 | 重症心身障害児通所委託(受入促進員配置) | 福祉局 | 都が指定する重症心身障害児(者)通所事業所において、高い看護技術を持った看護師を受入促進員として配置し、特に医療ニーズが高い在宅の重症心身障害児(者)の積極的な受入れの促進を図る。 |
| 370 | 重症心身障害児(者)通所運営費補助事業 | 福祉局 | 在宅の重症心身障害児(者)に日中活動の場を提供し、通所施設における適切な療育環境の確保を図る。 |
| 371 | 医療的ケア児に対する支援のための体制整備 | 福祉局 | 関係機関相互の意見交換等を行う協議会の運営に加え、医療的ケア児等コーディネーターや看護職員等の支援人材を育成するための研修を行うとともに、医療的ケア児支援センターによる相談支援や情報提供、区市町村の取組に対する補助を実施し、医療的ケア児に対する支援体制を整備する。 |

| 番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 |
|-----|---------------------------------------|-----|---|
| 372 | 重症心身障害児施設における看護師確保対策事業 | 福祉局 | 重症心身障害児施設で働く看護師に対し、研修や資格取得の機会を提供するとともに、職場勤務環境改善及び看護師募集対策の充実を図ることで、看護師の確保・定着に努め、重症心身障害児（者）への支援の充実を図る。 |
| 373 | 医療的ケア児訪問看護ステーション体制整備事業 | 福祉局 | 訪問看護ステーション向けに人材育成研修を実施し、医療的ケア児の受入経費を補助することで、医療的ケア児に対応できる訪問看護ステーションの受入拡充を図る。 |
| 374 | 医療的ケア児ペアレントメンター事業 | 福祉局 | 医療的ケア児の保護者に対し、ペアレントメンターが就労等について自身の経験を基にノウハウの提供や相談に応じることで、医療的ケア児の保護者の就労に向けた取組を支援する。 |
| 375 | 医療的ケア児日中預かり支援事業 | 福祉局 | 医療的ケア児の日中預かりを行う事業所に対し支援を行うことで、日中の預かり先を確保し、医療的ケア児の保護者が安心して就労できる環境を整備する。 |
| 376 | 肢体不自由特別支援学校における指導体制の充実 | 教育庁 | 都立肢体不自由特別支援学校において、医療的ケアが必要な児童・生徒が増加しているため、常勤看護師に加え、18年度から非常勤看護師を配置している。また、23年度から非常勤職員（学校介護職員）の配置を進めており、28年度までに全校への配置が完了した。これにより、教員の業務を見直し、役割を明確にするとともに、教員と学校介護職員等の専門家とのチームアプローチによる都独自の指導体制を整備している。 |
| 377 | 医療的ケアが必要な児童・生徒の学習機会の拡充 ＜専用通学車両の運行＞ | 教育庁 | 肢体不自由特別支援学校において、医療的ケア児の学習の機会を拡充するため、専用の通学車両を運行する。 |
| 378 | 特別支援学校における障害の特性に応じた指導内容・方法の普及・啓発 | 教育庁 | 知的障害特別支援学校における自閉症教育の充実を図る。 |
| 379 | ◆ インクルーシブ教育システム体制の整備 | 教育庁 | 障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に過ごせるようインクルーシブな教育を推進し、教育的ニーズに応える多様な学びの場を整備するため、区市町村立小・中学校において障害のある児童・生徒の日常生活上の介助や学習支援等を行う「インクルーシブ教育支援員」の配置のための支援を行う。さらに、公立小中学校におけるインクルーシブな教育の更なる推進の実効性を高めるために、異校種期限付異動により配置した都立特別支援学校教員の専門性の活用、環境整備のための必要な支援等を行う重点地区を指定するとともに、協議会において事業の検証等を行う。 |
| 380 | 特別支援学校におけるキャリア教育・職業教育の普及・啓発 | 教育庁 | 知的障害が中・重度の生徒の職業能力の開発・伸長に向けた教育内容の充実を図るとともに、保護者対象のセミナーを実施してキャリア教育に関する理解・啓発を図る。 |

| 番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 |
|-----|---------------------------|-----|--|
| 381 | 知的障害特別支援学校における職業教育の充実 | 教育庁 | 知的障害が軽い生徒を対象として、職業的自立に向けた専門的な教育を行う高等部就業技術科において、今後、更なる教育の充実を図る。 知的障害が軽度から中度の生徒を対象に、生徒の就労実現に向けた基礎的な職業教育を行う、高等部職能開発科の設置を拡充していく。 |
| 382 | 民間活力との連携による就労支援 | 教育庁 | 特別支援学校高等部生徒の企業就労を促進するため、現場実習先や就職先の開拓に関する情報収集を委託し、その情報の活用を図る。 |
| 383 | 特別支援学校のセンター的機能の発揮 | 教育庁 | 特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒、保護者並びに保育所、幼稚園、小・中学校及び高等学校に適切に支援するため、特別支援学校は、各地域における特別支援教育のセンターとしての機能を発揮して、相談や情報提供等を実施する。 |
| 384 | 公立学校における発達障害教育の推進 | 教育庁 | 東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画及び東京都発達障害教育推進計画に基づき、都内全ての公立小・中学校への特別支援教室の導入が完了した（小学校は平成30年度全校導入完了、中学校は令和3年度全校導入完了）。小・中学校における特別支援教室の更なる充実のため、巡回心理士の派遣、都職員による巡回指導、通常学級における生徒のサポートを行う支援員配置に係る予算補助などの支援を引き続き実施していく。また、都立高校の生徒を対象として、土曜日等に学校外で、民間のノウハウを活用しながらソーシャルスキルの学習等の特別な指導・支援を行う「コミュニケーションアシスト講座」を実施している。学校内で実施する通級による指導については、平成30年度から令和2年度までのパイロット校での実践と検証結果を踏まえ、令和3年度から、外部人材を活用した都独自の仕組みを導入している。 |
| 385 | 小・中学校における特別支援教育の普及・啓発 | 教育庁 | 主に読み書きに障害のある生徒の指導法の研究・開発を行う。 |
| 386 | 高等学校における特別支援教育の普及・啓発 | 教育庁 | 都立高等学校に在籍している特別な支援を必要とする生徒のために、都立高等学校と都立特別支援学校が連携して情報交換や事例検討を行う。 |
| 387 | 特別支援教育における一貫した指導・支援の普及・啓発 | 教育庁 | 公立小・中・高等学校・特別支援学校における特別な支援を必要とする児童・生徒の支援のため、「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」の作成と活用に関する普及・啓発を行う。 |
| 388 | 特別支援教育の理解・啓発 | 教育庁 | 副籍制度の更なる充実を図るため、特別支援学校や小・中学校の教職員、在籍する児童・生徒及びその保護者に対する理解・啓発を積極的に進める。 |

| 番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 |
|-----|------------------------|-------|--|
| 389 | 都立特別支援学校における障害者スポーツの推進 | 教育庁 | 都立特別支援学校における障害者スポーツを取り入れた体育的活動の指導内容・方法の研究・開発及び、小・中学校との交流における障害者スポーツの効果や具体的方策の普及・啓発を行う。 |
| 390 | ◆ 特別支援学校と高等学校等の協働的な取組 | 教育庁 | 都立特別支援学校と都立高等学校等が協働して日常的に共に学ぶことができる環境の整備を検討 |
| 391 | ◆ 「インクルーシブな学び」プログラム事業 | 教育庁 | 都立高校生は、社会にある様々なバリアを体験的に理解し、多様性を認め合える共生社会づくりの必要性を理解することができ、特別支援学校生は、卒業後も生涯を通じて人々の心のつながりや相互に理解し合う機会を得る |
| 392 | 特別支援教育を行う私立学校への助成 | 生活文化局 | 私立特別支援学校等における特別支援教育の振興・発展及び保護者の負担軽減を図るため、その経費の一部を補助する。 |
| 再掲 | 子供の読書活動の推進 | 教育庁 | Nº90 参照 |
| 再掲 | ベビーシッター利用支援事業 | 福祉局 | Nº106 参照 |

< 目標を掲げている取組 >

| 番号 | 事業名 | 所管局 | 目標値（年度の記載ないものは、令和 11 年度末までの目標） | 令和 5 年度実績 |
|-----|----------------------------------|-----|---|--|
| 348 | 短期入所事業の充実 | 福祉局 | 令和 8 年度までに 140 人分の短期入所整備 （障害者を含めた総数） | 事業者数 354 か所（うち児童 140 か所） 定員数 1,361 名（うち児童 689 名） （令和 6 年 3 月 31 日現在） |
| 351 | 児童発達支援センターの設置促進 | 福祉局 | 令和 8 年度までに各区市町村に少なくとも 1 か所以上設置 | 40 区市町村（18 区 22 市） （令和 6 年 4 月 1 日現在） |
| 353 | 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制 | 福祉局 | 令和 8 年度までに各区市町村において利用できる体制を構築 | 48 か所（23 区 24 市 1 町） （令和 6 年 3 月 31 日現在） |
| 354 | 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置促進 | 福祉局 | 令和 8 年度までに各区市町村に少なくとも 1 か所以上確保 | 36 か所（16 区 20 市） （令和 6 年 3 月 31 日現在） |
| 355 | 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの設置促進 | 福祉局 | 令和 8 年度までに各区市町村に少なくとも 1 か所以上確保 | 41 か所（21 区 20 市） （令和 6 年 3 月 31 日現在） |
| 358 | 聴覚障害児のための体制整備事業 | 福祉局 | 都において体制を確保 | R6.2 難聴児の早期支援及び関係機関連携強化協議会 R6.3 東京都難聴児相談支援センター開設 |

【6 慢性的な疾病を抱える児童の自立支援】

<慢性疾患を抱える児童を取り巻く状況>

- 小児慢性特定疾病医療受給者証数は、令和4年時点で115,000人となっており、国内の全ての当該年齢人口の約0.6%となっています。

図表 93 小児慢性特定疾病医療受給者証数（令和4年）（全国）

| | 単位 | 合計 | 0～5歳 | 6～11歳 | 12～14歳 | 15～17歳 | 18～19歳 |
|------|----|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 全体 | 人 | 20,014,964 | 5,185,467 | 6,094,133 | 3,223,037 | 3,235,989 | 2,276,338 |
| 対象児童 | 人 | 115,000 | 21,557 | 34,674 | 20,709 | 23,162 | 14,898 |
| 比率 | % | 0.6 | 0.4 | 0.6 | 0.6 | 0.7 | 0.7 |

資料：総務省統計局「人口推計」（各年10月1日）、厚生労働省「衛生行政報告例（令和4年）」

<現状と課題>

- 慢性疾患を抱える子供とその家族への公的支援策として、昭和49年度に医療費の自己負担部分を補助する小児慢性特定疾患治療研究事業を開始しました。
- 平成17年度に児童福祉法に根拠を持つ事業として法制化されました。
- 小児慢性特定疾病対策の充実を図るため、平成26年5月、公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立及び小児慢性特定疾病児童等の自立を支援するための事業を児童福祉法に位置付けられました。
- 慢性的な疾病にかかっているため、学校生活での教育や社会性の涵養に遅れが見られ、自立を阻害されている児童等がいます。

<取組の方向性>

- 相談支援の充実や、自立支援員の配置等により、疾患を抱える児童の自立に向けた支援の充実を図ります。また、地域の関係機関とも連携し、対象者のニーズに応じた支援を実施していきます。
- 小児期から成人期への移行期にある小児慢性特定疾病児童等への適切な医療の提供に関する課題を解消するため、医療従事者間の連携など支援体制の整備や、患者や家族の自律（自立）支援を実施します。

■大人になっていくあなたへ

大人になる前の準備を しましょう

子どもから大人へ成長することで、子どものときは違う治療や健康管理が必要になることがあります。このように健康を維持するために必要な医療や福祉などが大人へ移り変わる計画的なプロセスを「移行」といいます。

自分の病気や治療の理解、健康管理、就学・就労を含めその人なりに自律・自立した大人になる準備をしていくことが大切です。

ここで行われる支援を「成人移行支援」といいます。

自律・自立に向けて

自分で治療の決定や生活の管理ができるよう、病気や治療について学びます。

小児医療から成人医療へ

病気や生活が安定しているときに、成人医療へ移る準備を進めていきます。

保護者の方へ

お父さまが自律・自立するためには、御家族の御協力が必須です。お父さまの自律・自立を見守り、必要なときに支えてください。

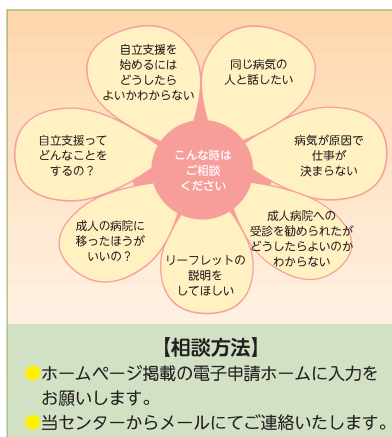
東京都 移行期医療支援センター

●子どもから大人になったときに、それぞれにあった医療を受けられるようサポートします。

●成人医療への準備について、情報を発信していきます。詳しくはホームページを御覧ください。

(HP) <https://www.tmhp.jp/shouni/about/transitional-care-center.html>

東京都立小児総合医療センター内
移行期医療支援コーディネーター
(住所) 〒183-8561 東京都府中市武蔵台 2-8-29
(電話) 042-300-5111 (代表)



リサイクル適性
この情報は、印刷物の廃棄・リサイクルに配慮しています。



東京都移行期医療支援センター
東京都福祉局

< 計画事業 >

◆：第3期において追加した事業

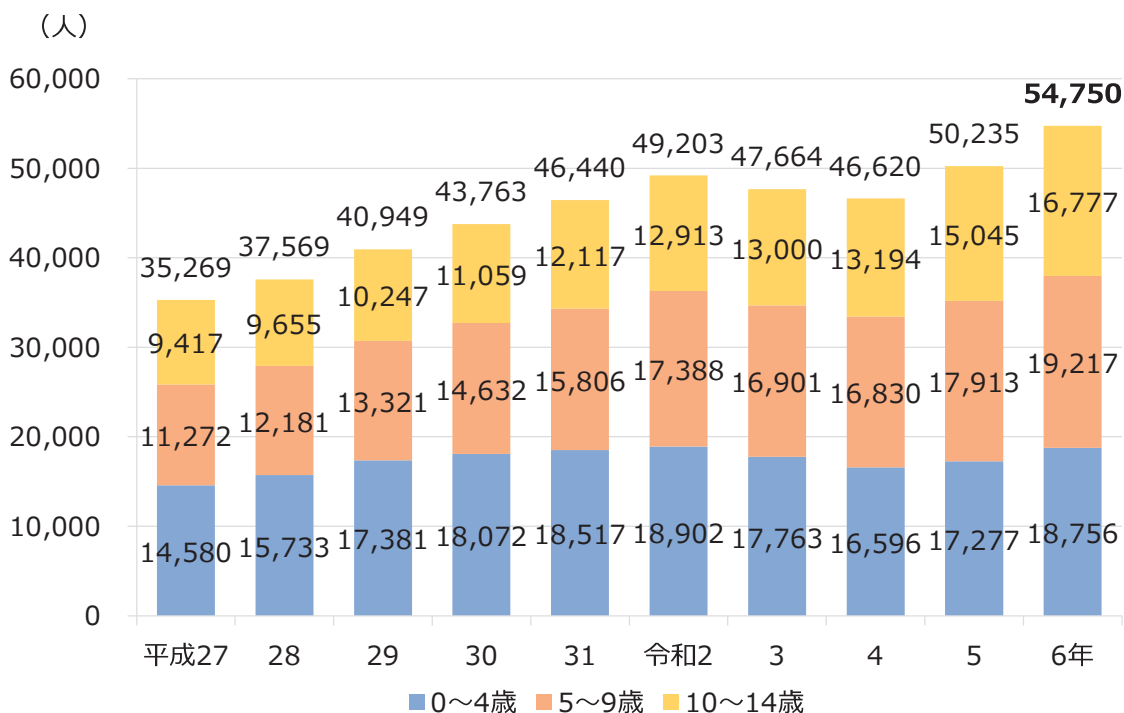
| 番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 |
|-----|-------------------|-------|--|
| 393 | 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 | 福祉局 | 慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、児童及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う。 |
| 394 | 移行期医療支援体制整備事業 | 福祉局 | 小児期から成人期への移行期にある小児慢性特定疾病児童等への適切な医療の提供に関する課題を解消するため、小児期及び成人期をそれぞれ担当する医療従事者間の連携など支援体制の整備や、自身の疾病等の理解を深めるなどの自律（自立）支援の実施により、移行期医療支援体制の整備を目的とする。 |
| 395 | ◆ 若年がん患者在宅療養支援事業 | 保健医療局 | 若年がん患者の療養生活の充実を図るため、介護保険制度の対象とならない40歳未満のがん患者に対し、在宅サービス等の費用を助成する区市町村を支援する。 |

【7 外国につながる子供等への支援】

<外国につながる児童を取り巻く状況>

- 外国人の年少人口の推移をみると、令和2年まで増加した後、令和4年まで減少しましたが、令和6年は54,750人と2年続けて増加しています。

図表 94 外国人の年少人口の推移



資料：東京都総務局「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」（各年1月1日現在）

<現状と課題>

- 外国につながる子供たちが安心して学校に通うためには、一人ひとりの状況に応じた支援が必要です。
- 外国につながる子供が抱える悩みは様々であり、学校の内外で多面的なサポートが必要です。
- 地域においては、国際交流協会等の団体が、日本語教室、相談対応や交流の機会の提供等を行っています。
- 多くの関係機関とさらに連携を図りながら、外国につながる子供を支援していく必要があります。

<取組の方向性>

- 海外から帰国した子供、外国人の子供、両親が国際結婚の子供等の外国につながる子供が増えていることを踏まえ、一人ひとりの実情に寄り添った多面的な支援を実施するとともに、保護者等が教育・保育施設等を円滑に利用できるよう支援します。
- 学習の基礎となる初期日本語の早期習得に向けた取組を実施する区市町村を支援します。
- 仮想空間上の学びの場を開発など、多様な学習機会を創出し、日本語学習を支援します。
- 児童・生徒用教材や教職員向けガイドラインの活用促進、教員向けハンドブックの改定、教員向け研修の実施等により、日本語指導の質的向上を図っています。
- 都立高校における外部人材の活用による日本語指導や支援の充実を図ります。
- 母語が日本語ではない保護者が、子育てや教育に関する情報を取得し、教育・保育施設等を円滑に利用できるよう、多言語に対応する相談窓口を設置する区市町村を支援します。
- 困り事を抱える子供や家族を適切な窓口につなげるよう、やさしい日本語を含む15言語で対応する「東京都多言語相談ナビ」を運営します。
- 日本語を母語としない子供等や保護者の困りごとや悩みに寄り添い、適切な情報や支援につなぐ「多文化キッズコーディネーター」を配置する区市町村を支援します。
- SNSを活用した相談環境を整備します。
- 日本語を母語としない子供が集い、交流する地域の居場所として、学習・相談・交流等の機能を一体的に備えた「多文化キッズサロン」を設置する区市町村を支援します。
- 区市町村等の地域における日本語教育の取組を支援するとともに、都内公立学校におけるアセスメントの導入や日本語指導を充実していきます。
- 都立高校において新たに「ダイバーシティ推進校」を指定し、日本語指導が必要な生徒支援の拠点校とします。また、日本人と外国籍の生徒がともに学ぶ環境の特徴を生かし、ダイバーシティ教育を推進します。

< 計画事業 >

◆：第3期において追加した事業

| 番号 | 事業名 | 所管局 | 事業概要 |
|-----|-------------------------|---------|---|
| 396 | 多文化キッズサロン設置支援 | 子供政策連携室 | 「学習」「相談」「交流」等の機能を一体的に備え、子供目線の地域の居場所として、「多文化キッズサロン」を設置する区市町村に対し、その経費の一部を補助する。 |
| 397 | 日本語を母語としない子どもへの支援 | 生活文化局 | 区市町村が、日本語を母語としない子ども等とその保護者の様々な困りごと（学校や生活全般の悩み等）に寄り添う「多文化キッズコーディネーター」を配置する取組に対して補助を行う。また、東京都つながり創生財団は、専門家で構成されるスーパーバイザーチームと連携するなどして、各地域の「多文化キッズコーディネーター」をサポートする。 |
| 398 | ◆ 地域日本語教育推進事業 | 生活文化局 | 区市町村等の地域における日本語教育の取組に対して補助を行う。また、東京都つながり創生財団は区市町村等に出向き、各地域の「地域日本語教育コーディネーター」と連携して地域日本語教育の体制づくりを推進する。 |
| 399 | ◆ 「日本語指導推進ガイドライン」の活用促進 | 教育庁 | 日本語指導推進校の指定や講習会・連絡会の実施等により、全教職員向け指導資料「日本語指導推進ガイドライン」（令和6年3月東京都教育委員会作成）に基づいた日本語指導の取組を広く周知し、都内公立学校の日本語指導の充実を図る。 |
| 400 | ◆ 日本語能力測定の支援 | 教育庁 | 児童・生徒の日本語の能力等を対話を通して測定する「対話型アセスメント」を小・中学校で実施するため、都が人材育成等により、区市町村での導入を支援する。 また、都立高校の生徒を対象に、オンラインテストによって日本語能力を測定するアセスメントを実施する。 |
| 401 | ◆ 春期・土曜日本語講座 | 教育庁 | 日本語の能力が入門・初級レベルの都立高校新入生を対象に、春期・土曜に集中して日本語を学習することができる日本語講座を実施する。 |
| 402 | ◆ ダイバーシティ推進校 | 教育庁 | 在京外国人等対象の入試実施校のうち、新設する4校を「ダイバーシティ推進校」として指定し、日本語指導が必要な生徒支援の拠点校とする。また、日本人と外国籍の生徒がともに学ぶ環境の特徴を生かし、ダイバーシティ教育を推す。 |
| 再掲 | 利用者支援事業 | 福祉局 | №79 参照 |
| 再掲 | 保育サービス推進事業及び保育力強化事業 | 福祉局 | №127 参照 |
| 再掲 | 保育体制強化事業 | 福祉局 | №128 参照 |
| 再掲 | バーチャル・ラーニング・プラットフォームの開発 | 教育庁 | №201 参照 |